



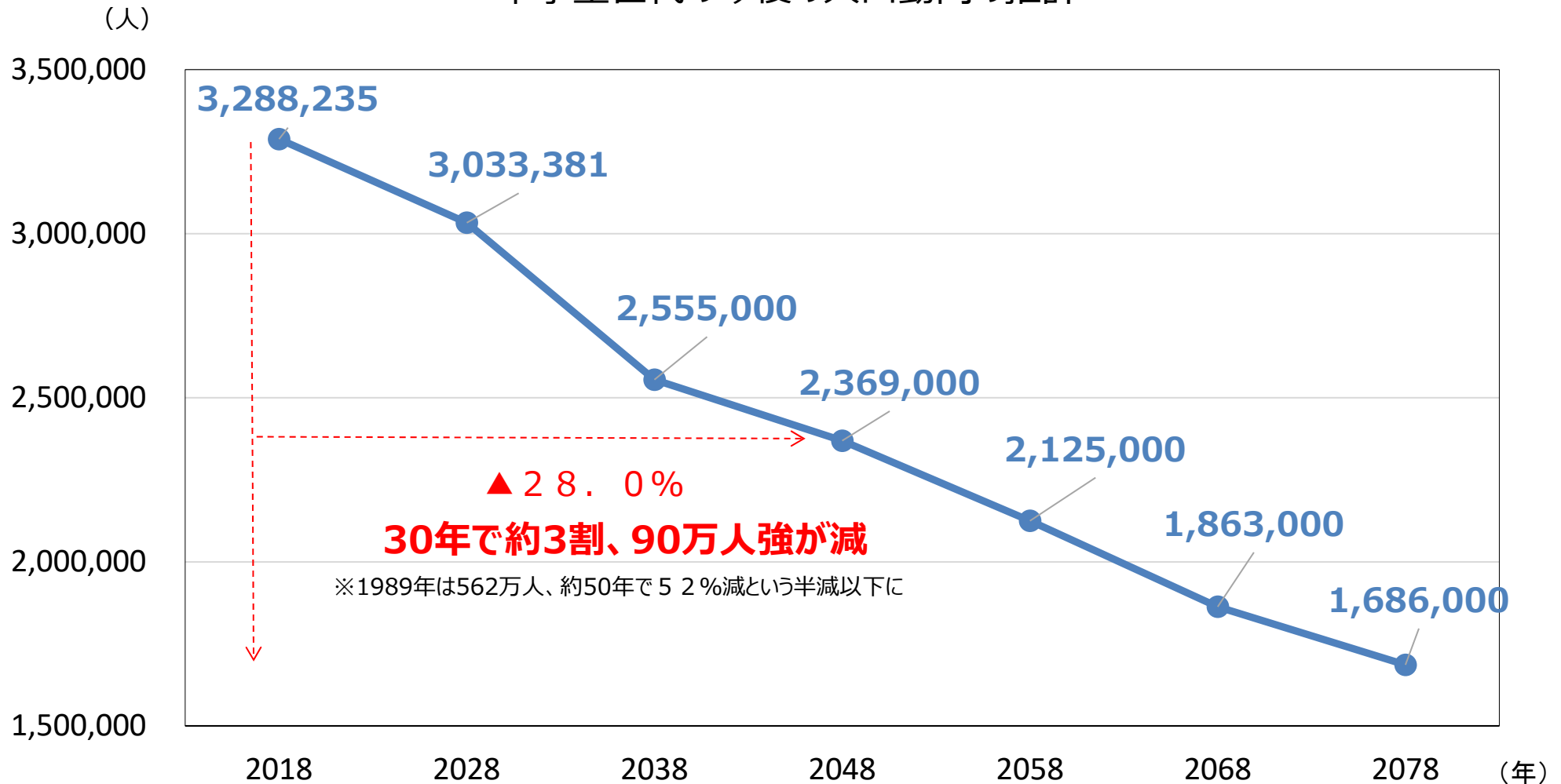
部活動の地域連携・地域移行と 地域スポーツ・文化芸術環境の整備について

スポーツ庁地域スポーツ課
文化庁参事官（芸術文化担当） 付

少子化・人口減少の加速化

- 学校数の減少、それ以上に進む少子化で生徒数／学校はさらに小さくなる中、部活動は持続困難。

中学生世代の今後の人口動向の推計

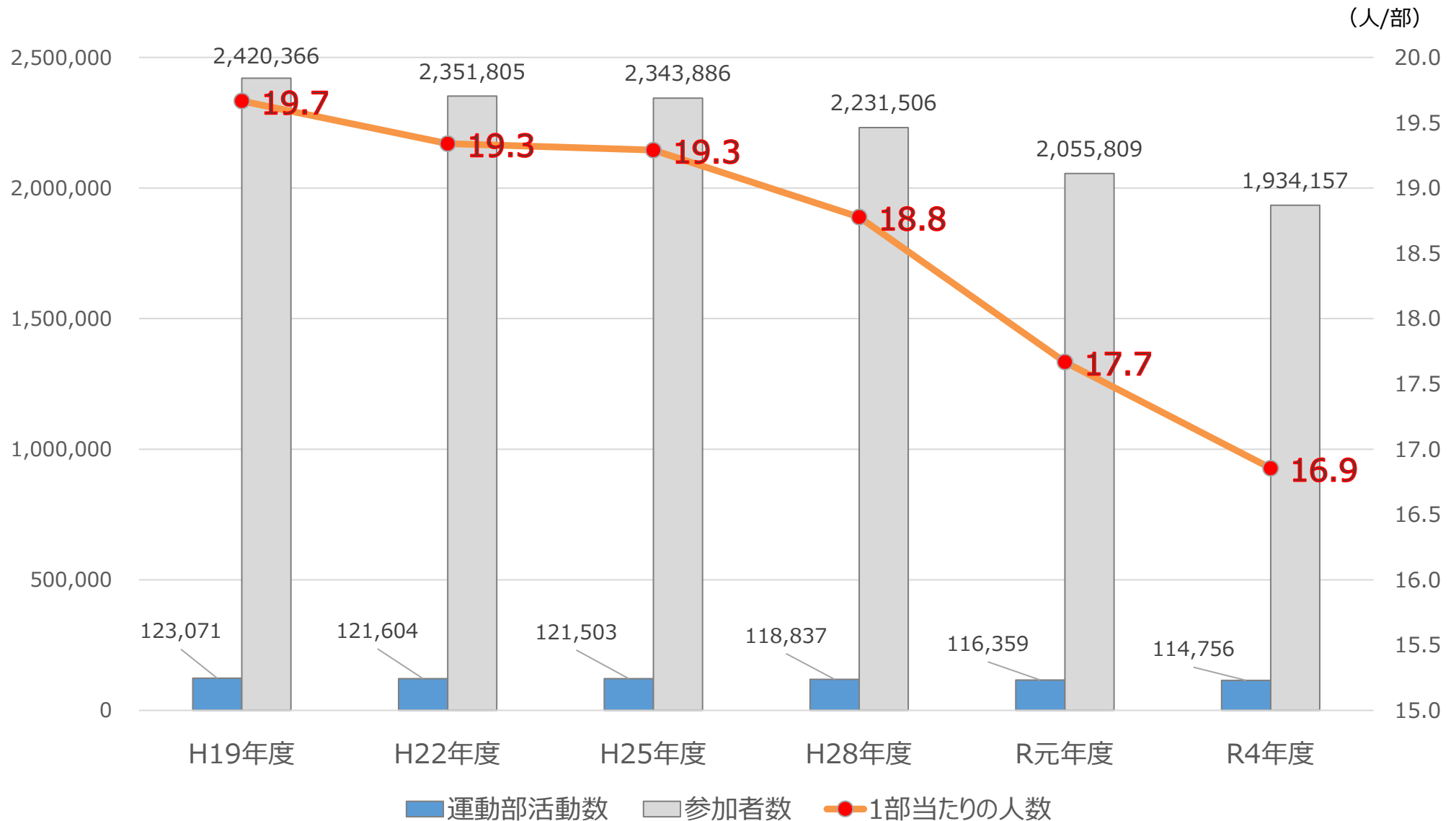


中学生世代の人口数は4月1日時点において12～14歳の者の数

厚生労働省作成「人口動態統計」月報（2017年5月）」により算出するとともに、将来の出生者数について、国立社会保障・人口政策研究所作成「日本の将来推計人口（平成29年推計）詳細結果表」の「1. 出生中位（死亡中位）推計」を基に算出。

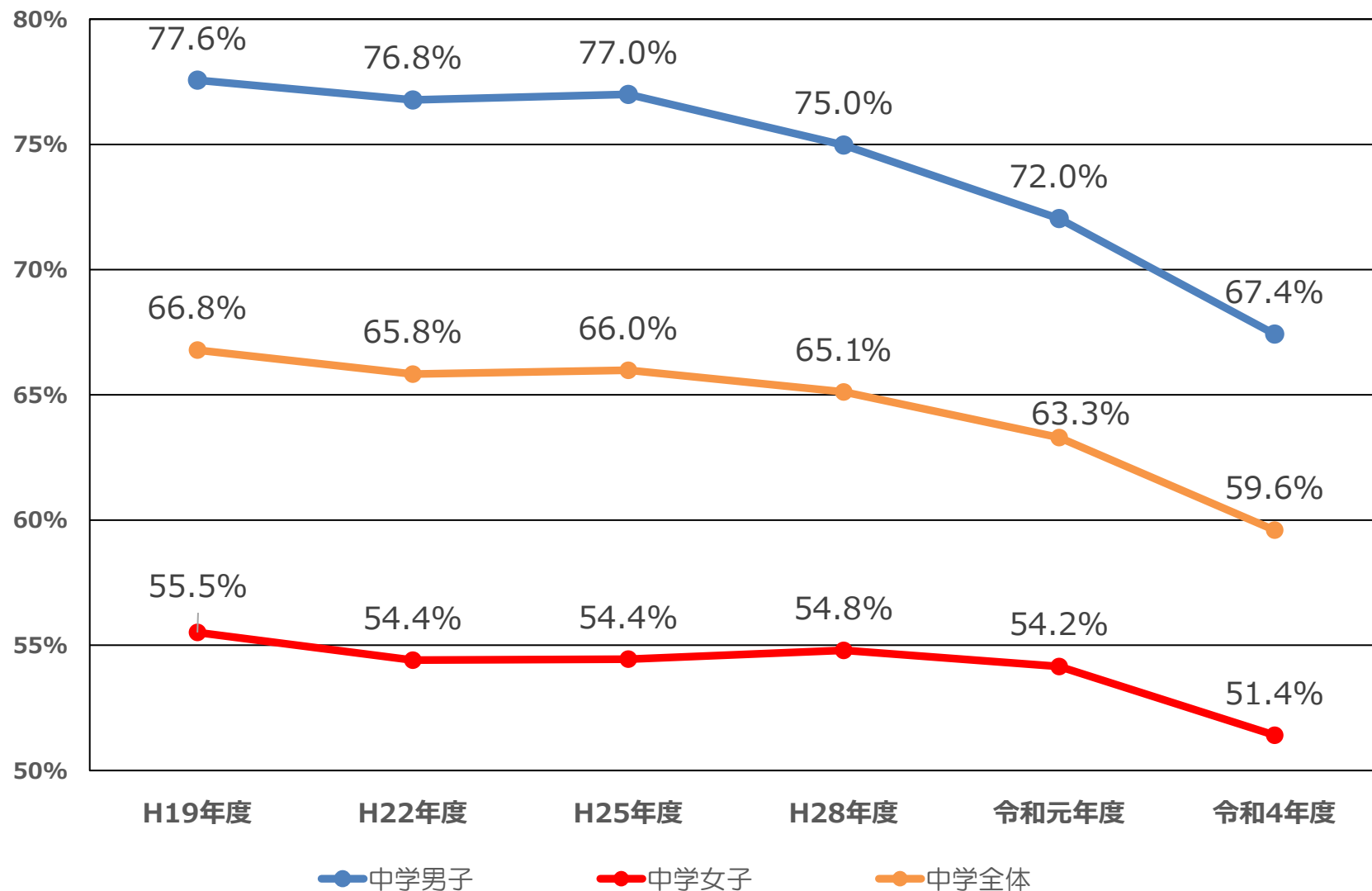
運動部当たりの参加人数（中学生）

- 1運動部当たりの参加人数は近年減少傾向にある。



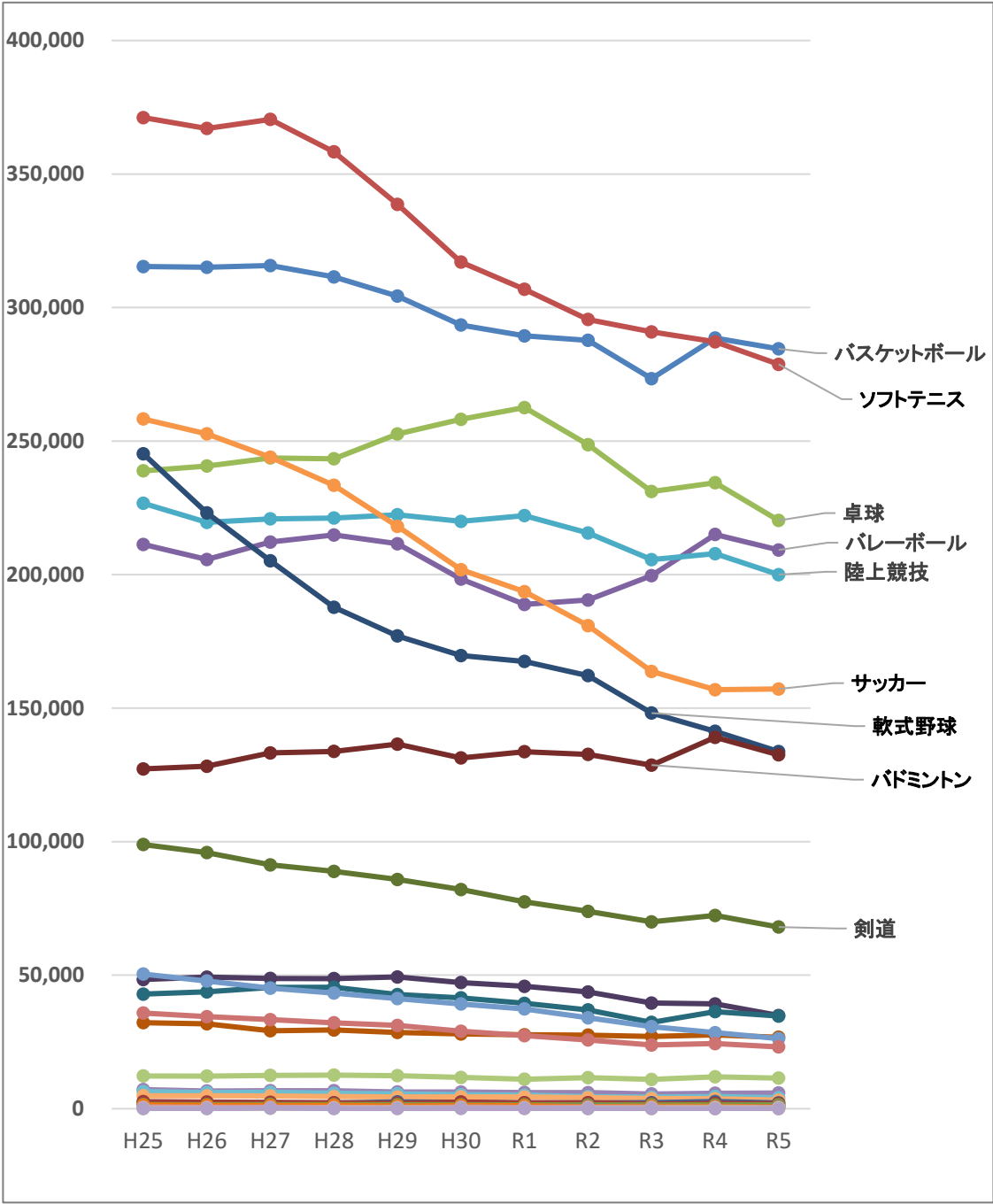
運動部活動 参加率（中学校）

- 運動部活動への参加率は減少傾向にある。



運動部活動に参加している中学生数の推移

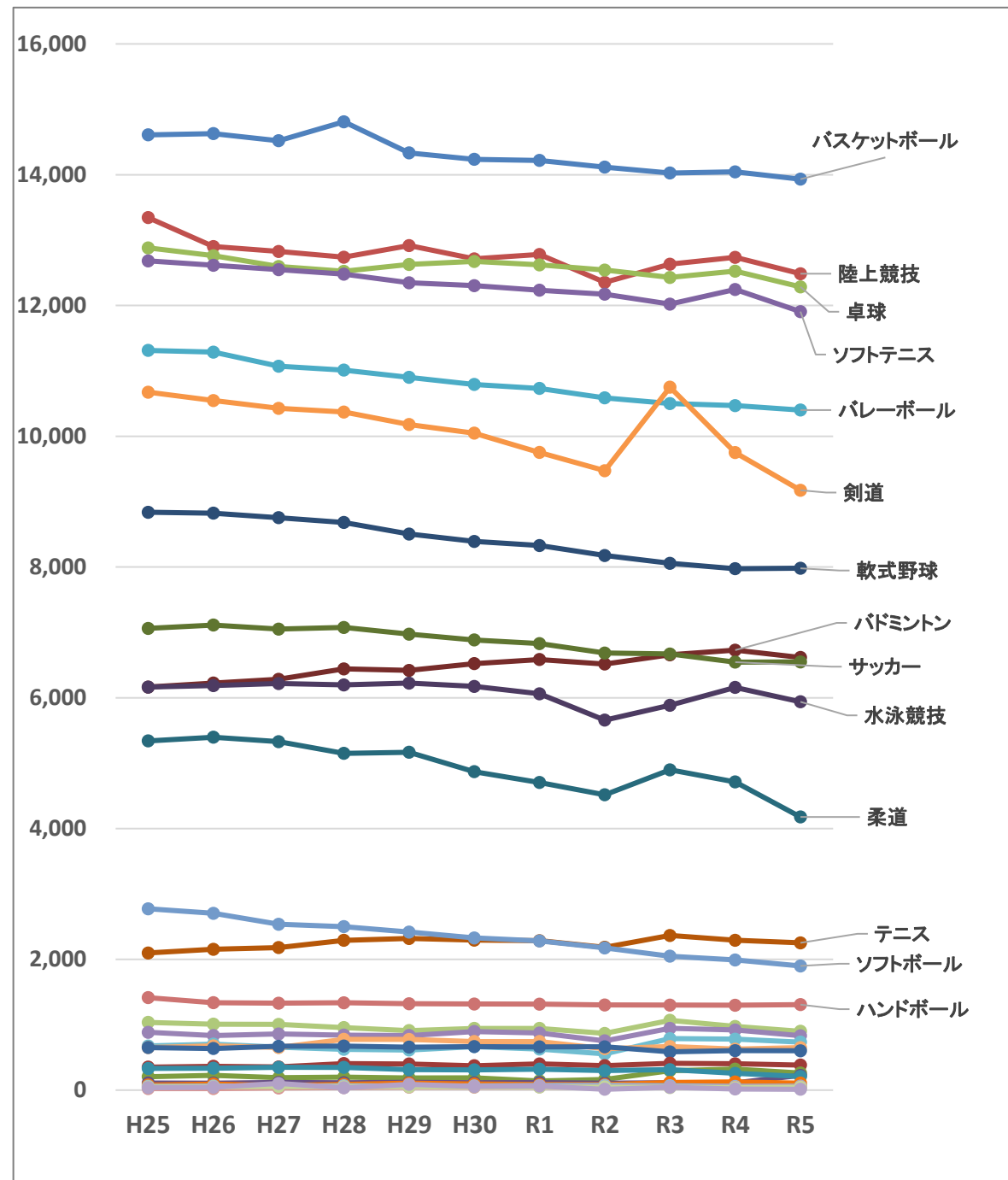
競技	H25	R5	H25との比較	
			増減率	増減
バスケットボール	315,354	284,551	-9.77%	-30,803
ソフトテニス	371,121	278,750	-24.89%	-92,371
卓球	238,854	220,288	-7.77%	-18,566
バレーボール	211,259	209,216	-0.97%	-2,043
陸上競技	226,692	199,969	-11.79%	-26,723
サッカー	258,291	157,170	-39.15%	-101,121
軟式野球	245,219	133,725	-45.47%	-111,494
バドミントン	127,239	132,512	4.14%	5,273
剣道	98,913	68,026	-31.23%	-30,887
水泳競技	48,358	34,879	-27.87%	-13,479
テニス	42,883	34,668	-19.16%	-8,215
ハンドボール	32,205	26,745	-16.95%	-5,460
ソフトボール	50,418	26,242	-47.95%	-24,176
柔道	35,809	23,131	-35.40%	-12,678
弓道	12,269	11,451	-6.67%	-818
ラグビー	7,152	5,887	-17.69%	-1,265
体操競技	6,387	4,115	-35.57%	-2,272
新体操	4,825	3,202	-33.64%	-1,623
空手	2,315	2,176	-6.00%	-139
スキー	2,641	1,918	-27.38%	-723
ホッケー	1,545	1,434	-7.18%	-111
アーチェリー	763	766	0.39%	3
なぎなた	834	696	-16.55%	-138
相撲	1,343	655	-51.23%	-688
スケート	550	467	-15.09%	-83
アイスホッケー	500	395	-21.00%	-105
レスリング	96	140	45.83%	44
フィギュア	51	22	-56.86%	-29
合計	2,343,886	1,863,196	-20.51%	-480,690



(出典) (公財) 日本中学校体育連盟「加盟校・加盟生徒数調査」の調査結果を元に作成。

中学校における競技別運動部活動数(学校数)の推移

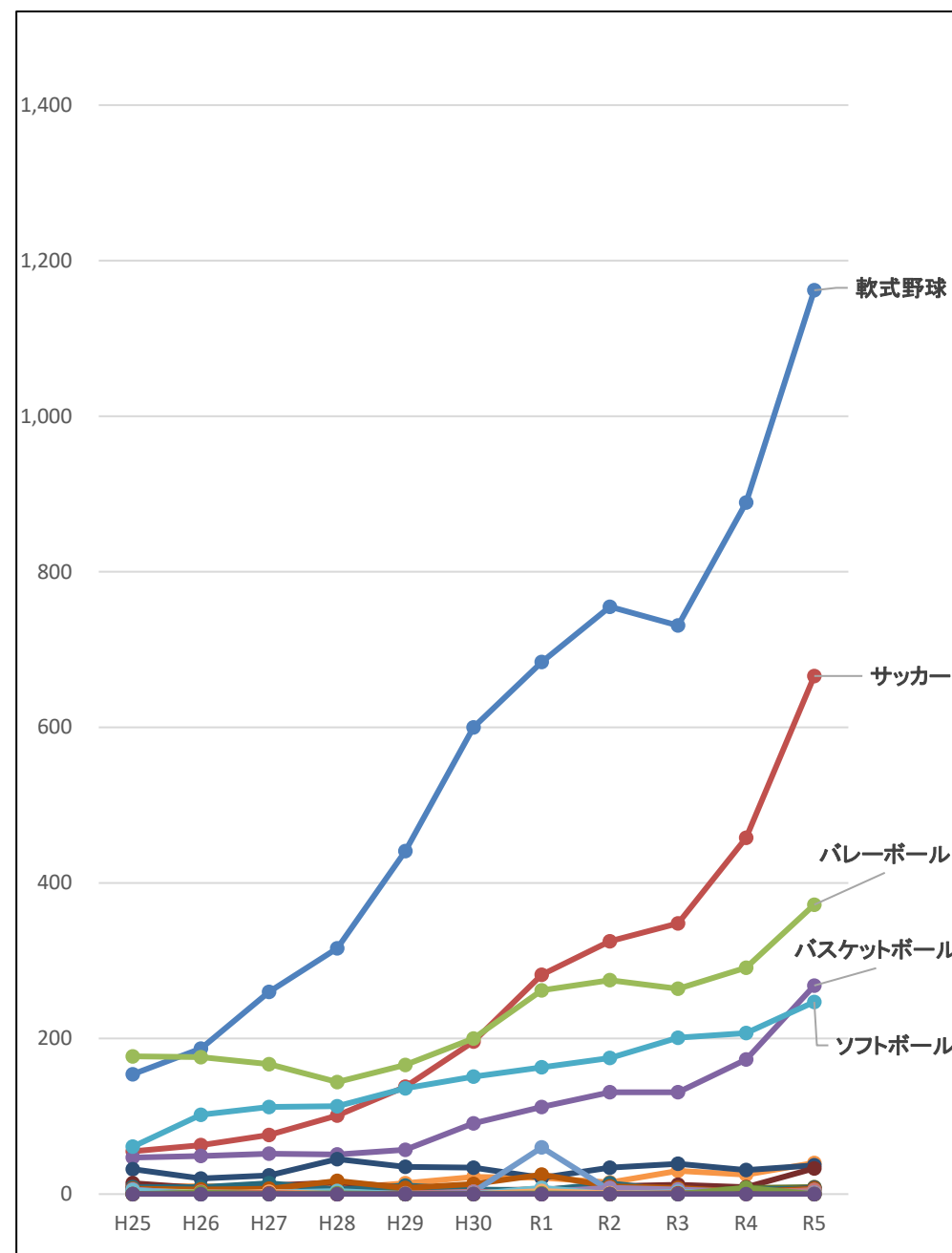
競技	H25	R5	H25との比較	
			増減率	増減
バスケットボール	14,611	13,933	-4.6%	-678
陸上競技	13,345	12,486	-6.4%	-859
卓球	12,881	12,285	-4.6%	-596
ソフトテニス	12,683	11,907	-6.1%	-776
バレーボール	11,314	10,401	-8.1%	-913
剣道	10,675	9,174	-14.1%	-1,501
軟式野球	8,838	7,981	-9.7%	-857
バドミントン	6,164	6,617	7.3%	453
サッカー	7,062	6,549	-7.3%	-513
水泳競技	6,164	5,939	-3.7%	-225
柔道	5,341	4,178	-21.8%	-1,163
テニス	2,098	2,252	7.3%	154
ソフトボール	2,773	1,899	-31.5%	-874
ハンドボール	1,415	1,308	-7.6%	-107
体操競技	1,036	900	-13.1%	-136
新体操	884	832	-5.9%	-52
スキー	675	735	8.9%	60
空手	651	650	-0.2%	-1
弓道	651	602	-7.5%	-49
ラグビー	352	384	9.1%	32
スケート	205	262	27.8%	57
ホッケー	109	225	106.4%	116
相撲	332	209	-37.0%	-123
アイスホッケー	78	107	37.2%	29
なぎなた	59	62	5.1%	3
レスリング	23	51	121.7%	28
アーチェリー	49	44	-10.2%	-5
フィギュア	39	13	-66.7%	-26
合計	120,507	111,985	-7.1%	-8,522



(出典) (公財) 日本中学校体育連盟「加盟校・加盟生徒数調査」の調査結果を元に作成。

中学校における合同部活動実施チームの推移

競技	H25	R5	H25との比較	
			増減率	増減
軟式野球	154	1162	654.5%	1,008
サッカー	55	666	1110.9%	611
バレーボール	177	372	110.2%	195
バスケットボール	47	268	470.2%	221
ソフトボール	61	247	304.9%	186
ハンドボール	10	40	300.0%	30
ラグビー	32	37	15.6%	5
アイスホッケー	14	33	135.7%	19
ホッケー	5	9	80.0%	4
陸上競技	5	8	60.0%	3
卓球	9	7	-22.2%	-2
剣道	7	7	0.0%	0
水泳競技	0	5	-	5
ソフトテニス	3	5	66.7%	2
バドミントン	5	2	-60.0%	-3
柔道	6	2	-66.7%	-4
体操競技	5	0	-100.0%	-5
新体操	0	0	-	0
相撲	0	0	-	0
スキー	0	0	-	0
スケート	0	0	-	0
空手	0	0	-	0
合計	595	2,870	382.4%	2,275



(出典) (公財) 日本中学校体育連盟「加盟校・加盟生徒数調査」の調査結果を元に作成。

学校における部活動改革の必要性

【部活動の意義】

- 生徒のスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保。
- 生徒の自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養。生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築。

【部活動の課題】

- 少子化の進展により、従前と同様の学校単位での体制での運営は困難。学校や地域によっては存続が厳しい。
- 必ずしも専門性や意思に関わらず教師が顧問を務める指導体制の継続は、学校の働き方改革が進む中、より困難。



- 少子化が進む中でも、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保。
- 「地域の子供たちは、地域で育てる」という意識の下、地域のスポーツ・文化資源を最大限活用。生徒のニーズに応じた多様で豊かな活動を実現。
- 生徒のみならず、地域住民にとってもより良いスポーツ・文化芸術の環境整備。スポーツ・文化芸術による「まちづくり」。

部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備に係る 最近の取組の経緯

令和4年度

6月 運動部活動の地域移行に関する検討会議 提言 / 8月 文化部活動の地域移行に関する検討会議 提言

7月 スポーツ庁長官から日本スポーツ協会、日本中学校体育連盟等への要請（大会の在り方の見直し等）

※文化庁からも、全日本吹奏楽連盟等に対し、要請している。

1 1月 令和3年度における運動部活動及び文化部活動の地域移行等に関する実践研究事例集 公表

令和4年度補正予算：地方公共団体が行う移行体制の構築に必要な経費

1 2月「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」策定・公表

3月 令和5年度予算：地域移行を進めるための実証事業の実施や部活動指導員の配置等に係る経費

「部活動改革ポータルサイト」開設：ガイドライン解説動画、周知用チラシ・ポスター、各自治体の取組等を掲載

* 部活動改革ポータルサイト（スポーツ庁HP）：

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/1372413_00003.htm



令和5年度

9月 令和4年度における運動部活動及び文化部活動の地域移行等に関する実践研究事例集 公表

1 1月 令和5年度補正予算：重点地域における政策課題への対応、課題の整理・検証、
地域クラブ活動のモデル・プロセスの分析、地域クラブ活動の整備促進等に係る経費等

長崎県長与町における部活動の地域移行に関する好事例動画の公開

* YouTubeリンク：<https://youtu.be/I85fvyYrhA4?si=PCJD8Lr5LuvNcr5k>

1 2月 令和6年度予算案の閣議決定：地域クラブ活動への移行に向けた実証に係る経費等



1. 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン【概要】

- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、**速やかに部活動改革に取り組む必要**。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、**新しい価値が創出**されるようにすることが重要。
- 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、**新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示**。
- 部活動の地域移行に当たっては、「**地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。**」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、**地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備**。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の**最適化を図り、体験格差を解消**することが重要。

※ **I は中学生**を主な対象とし、**高校生**も原則適用。**II～IVは公立中学校の生徒**を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

I 学校部活動

高校も原則適用

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・ **教師の部活動への関与**について、法令等に基づき**業務改善や勤務管理**
- ・ **部活動指導員**や外部指導者を確保
- ・ 心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- ・ **週当たり2日以上**の休養日の設定（平日1日、週末1日）
- ・ 1日の活動時間は、**平日2時間程度、学校休業日3時間程度**とし、**短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う**
- ・ 部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・ 地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、**学校と地域が協働・融合した形で環境整備を進める**

II 新たな地域クラブ活動

高校は実績に応じて取り組む

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・ **地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会**などの体制の整備
- ・ 指導者資格等による質の高い指導者の確保と、**都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業**
- ・ 競技志向の活動だけでなく、**複数の運動種目・文化芸術分野**など、**生徒の志向等に適したプログラムの確保**
- ・ **学校部活動に準じた活動時間を遵守し、休養日の設定**。休日のみ活動をする場合も、原則として**1日の休養日を設定**
- ・ 公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・ **困窮家庭への支援**

Ⅲ 学校部活動の地域連携や 地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・ **まずは休日**における地域の環境の整備を着実に推進
- ・ **平日の環境整備はできるところから**取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・ ①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体に取り組む体制など、**段階的な体制の整備**を進める
※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・ **令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間**として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて**可能な限り早期の実現を目指す**
- ・ 都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

Ⅳ 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 大会参加資格を**地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し**
※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- ・ できるだけ**教師が引率しない体制の整備**、運営に係る適正な人員確保
- ・ **全国大会の在り方の見直し**（開催回数の精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）

※スポーツ庁ホームページ

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/1405720_00014.htm



学校部活動及び地域クラブ活動における適切な休養日等の設定について

(学校部活動について)

※学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン(令和4年12月) 抜粋

3 適切な休養日等の設定

ア 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、……以下を基準とする。

- ・ 学期中は、週当たり2日以上の休養日¹を設ける。**(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。**
- ・ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- ・ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ**短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。**

文化部活動における休養日及び活動時間についても、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、学校部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、同様とする。

イ 都道府県は、……「部活動の在り方に関する方針」の策定に当たっては、**前記アの基準を踏まえて休養日及び活動時間等を設定し、明記**する。

ウ 学校の設置者は、……「設置する学校に係る部活動の方針」の策定に当たっては、**前記アの基準を踏まえるとともに、都道府県が策定した方針を参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記**する。また、後記エに関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

エ 校長は、……「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、**前記アの基準を踏まえるとともに、学校の設置者が策定した方針に則り、学校部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表**する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

学校部活動及び地域クラブ活動における適切な休養日等の設定について

(地域クラブ活動について)

2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進 (5) 適切な休養日等の設定

地域クラブ活動に取り組む時間については、競技・大会志向の強いものも含め、生徒の志向や体力等の状況に応じて適切な活動時間とする必要がある。

地域クラブ 活動の運営団体・実施主体は、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう、「Ⅰ 学校部活動」に準じ、下記の活動時間を遵守し、休養日を設定する。

その際、学校部活動と地域クラブ活動が併存することから、生徒の成長や生活全般を見通し、……運営団体・実施主体と学校を中心とした関係者が連携し、調整を図ることが必要である。

ア 学校の学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。) 地域クラブ活動を休日のみ実施する場合は、原則として1日を休養日とし、休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の休日に振り替える。

イ 学校の長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

ウ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は原則として3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像（イメージ）

学校部活動

【位置付け】学校教育の一環（教育課程外）

指導者	当該校の教師
参加者	当該校の生徒
場所	当該校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付



学校部活動の地域連携

■ 合同部活動の導入や部活動指導員等の適切な配置により生徒の活動機会を確保

指導者	部活動指導員等、関係校の教師 （※アスリート・アーティスト等の人材を含む）
参加者	関係校の生徒
場所	拠点校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付

■ 少子化の中、持続可能な体制にする必要
（学校や地域によっては存続が厳しい）

■ 地域の実情に応じた段階的な体制整備

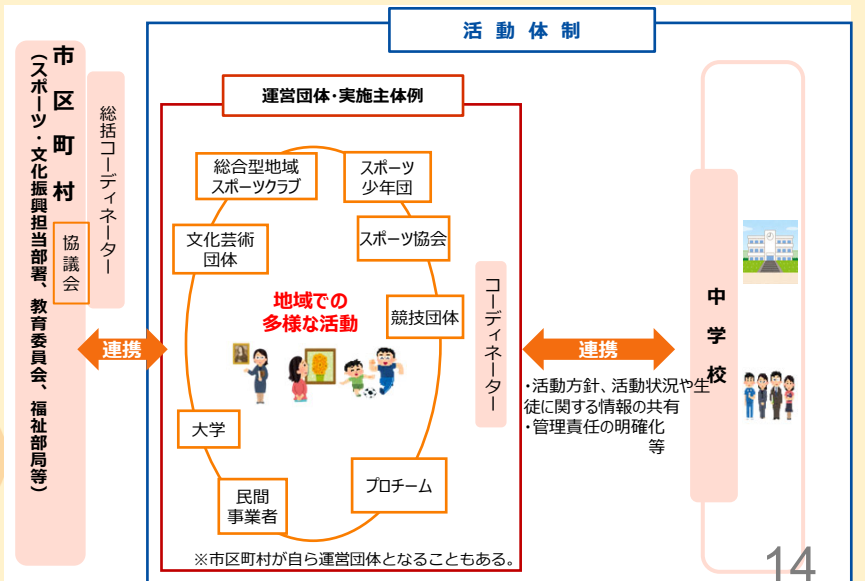
地域の実情に応じ、
当面は併存

休日の地域クラブ活動

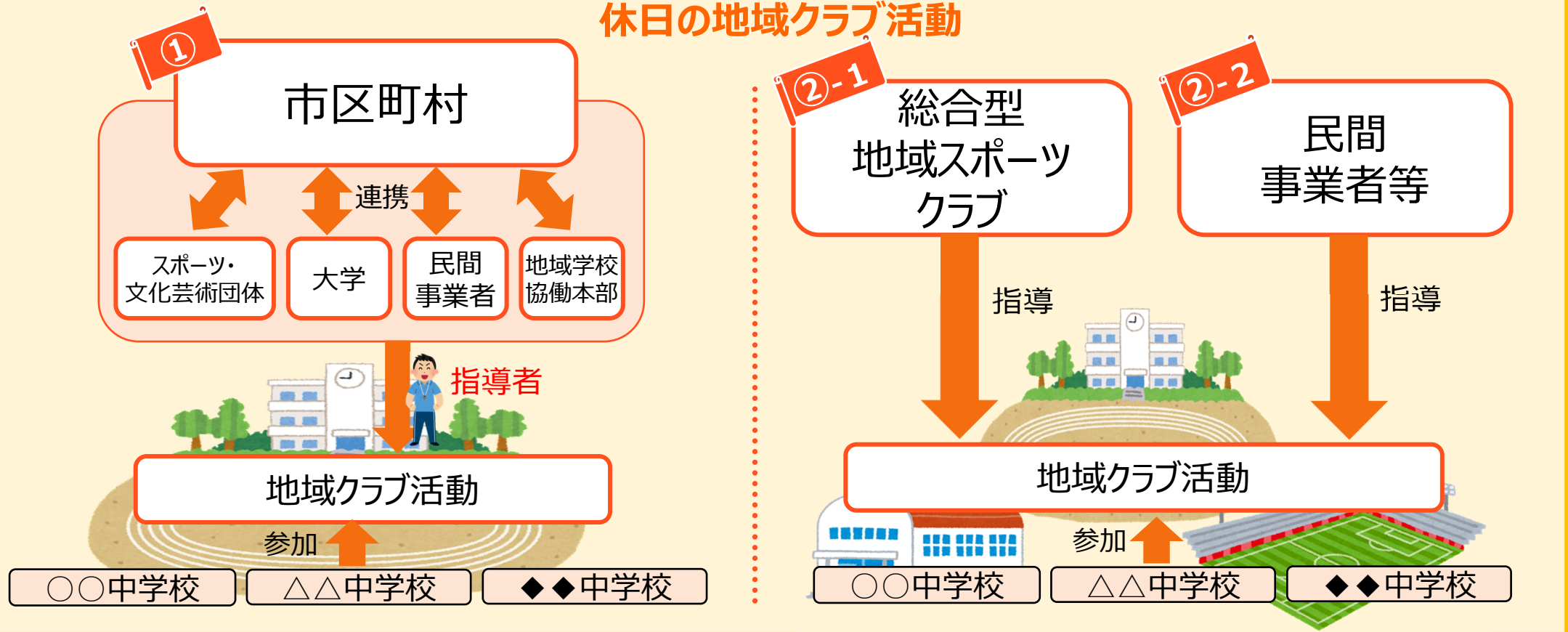
【位置付け】学校と連携して行う地域クラブ活動
（法律上は社会教育、スポーツ・文化芸術）

■ 地域の多様な主体が実施。学校は、活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有等を通じて連携。

運営団体・実施主体	① 地方公共団体 （※複数地方公共団体の連携を含む） ② 多様な組織・団体 （総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、プロチーム、民間事業者、大学、文化芸術団体、地域学校協働本部、同窓会等）
指導者	地域の指導者 （一部教師の兼職兼業）
参加者	地域の生徒（※他の世代と一緒に参画する場合を含む）
場所	学校施設、社会教育施設、公共のスポーツ・文化施設、地域団体・民間事業者等が有する施設
費用	可能な限り低廉な会費＋用具、交通費等の実費
補償	各種保険等

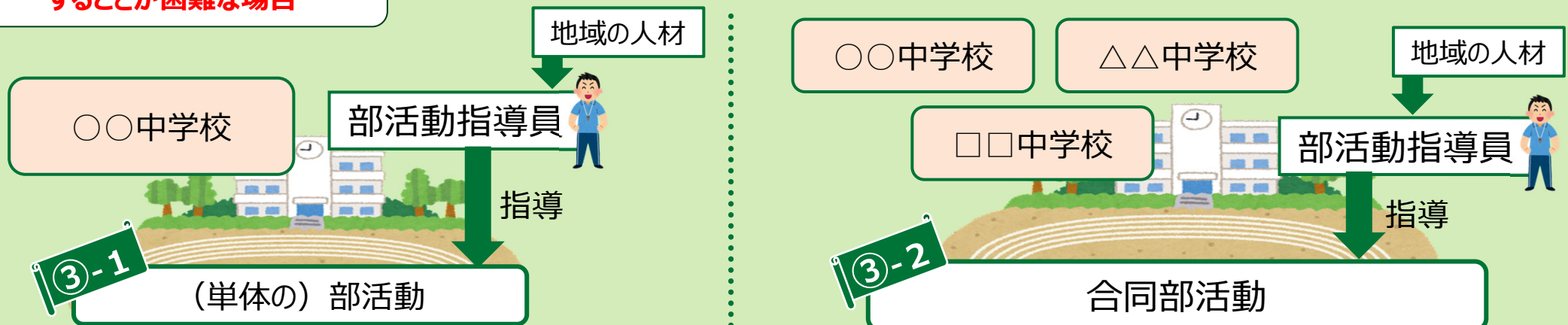


休日の地域クラブ活動



※直ちに①②のような体制を整備することが困難な場合

学校部活動の地域連携

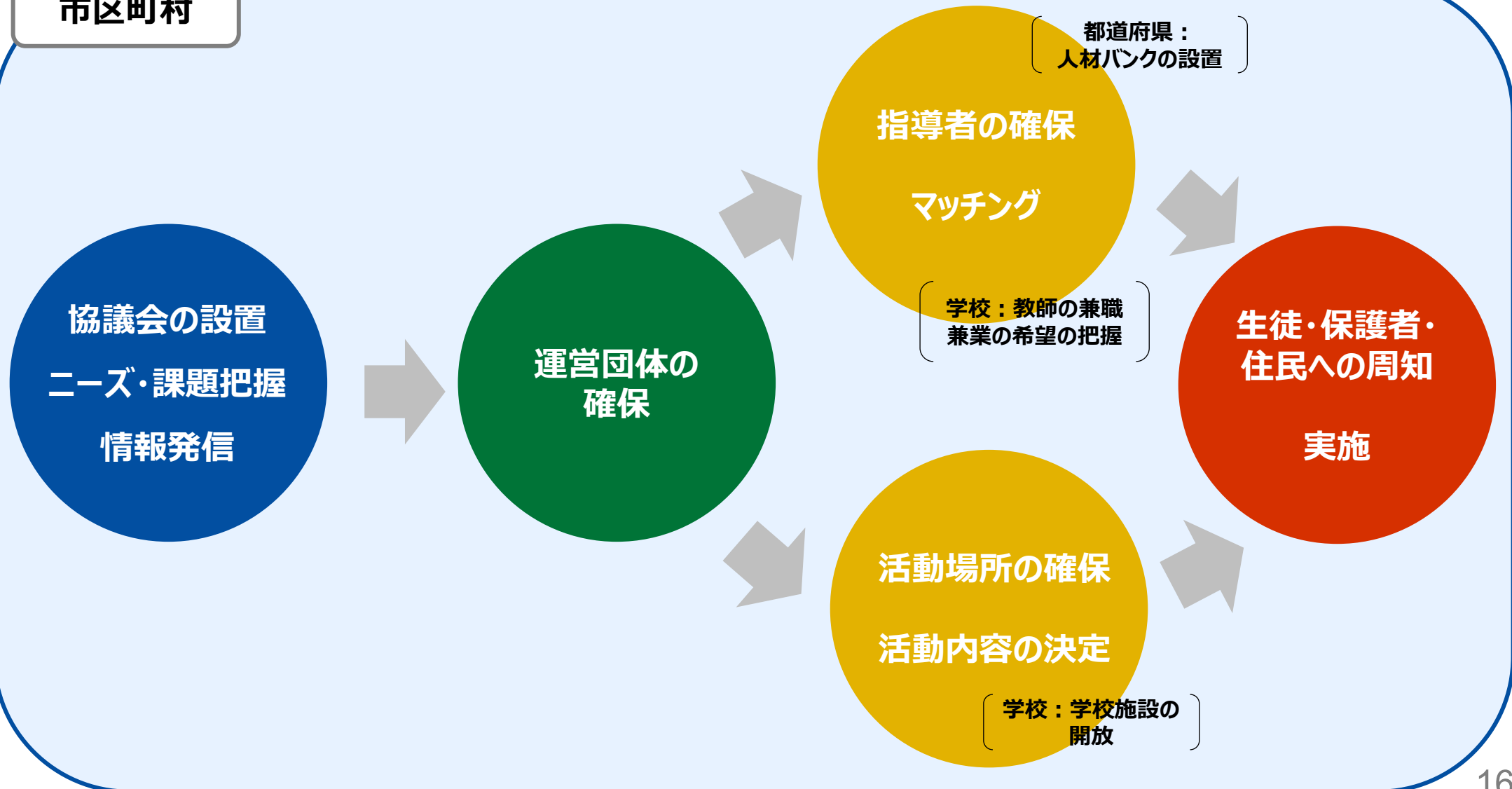


休日の部活動の地域移行に係る手順の流れ（イメージ例）

都道府県

協議会の設置 方針の提示 情報発信

市区町村



休日の部活動の地域移行に係る要素（例）

	関係者の巻き込み・合意形成	運営団体の確保	指導者の確保	その他環境整備	実施
都道府県	【スポーツ・文化振興担当部署】 ・協議会を設置 ・方針の提示 ・手引きやHPの作成、説明会の実施等を通じて情報を発信	【スポーツ・文化振興担当部署】 ・都道府県単位のスポーツ・文化芸術団体との連携	【スポーツ・文化振興担当部署】 ・指導者の発掘・把握 ・人材バンクの設置 【教育委員会】 ・兼職兼業の規定・運用の改善	【協議会】 ・施設利用の効率的運用等を検討し、利用ルール等を策定	【スポーツ・文化振興担当部署】 ・活動を広く周知
市区町村	【スポーツ・文化振興担当部署】 ・教育委員会等とも連携し、協議会を設置 【協議会】 ・関係者へのヒアリング等を実施 ・ニーズ・課題を把握 【スポーツ・文化主管課】 ・手引きやHPの作成、説明会の実施等を通じて情報を発信	【スポーツ・文化振興担当部署・協議会】 ・地域スポーツ・文化活動を担う運営団体を確保 【協議会】 ・運営団体との連携体制を構築	【協議会】 ・人材バンクの活用 ・地元の民間企業・大学等との連携 ・地域人材の掘り起こし 【協議会】 ・運営団体・実施主体とのマッチングを実施	【協議会】 ・学校施設や社会教育施設等の活動場所を確保 ・施設利用の効率的運用等を検討し、利用ルール等を策定 【協議会】 ・地域クラブ活動における活動内容を決定	【スポーツ・文化振興担当部署】 ・活動を周知し、実施
スポーツ・文化芸術団体、民間事業者等	・上記協議会への参画 ・上記ヒアリングの対応	・上記取組への協力・参画	・人材バンクへの人材登録 ・研修等を通じた指導者の質・量の確保	【運営団体】 ・地域クラブ活動における具体的な活動内容を決定	【運営団体】 ・活動を周知し、実施
学校	・上記協議会への参画 ・教師のニーズ把握 ・生徒・保護者のニーズ把握		・教師の兼職兼業の希望の把握	・利用ルールに基づく学校施設の開放	・活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有 ・地域クラブ活動について周知

休日の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の方向性について

○学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン(令和4年12月) 抜粋

2 休日の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の段階的推進

- ア** 休日における学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、国としては、**令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置付け**て支援しつつ、各都道府県及び市区町村においては、地域スポーツ・文化芸術環境整備のための取組を重点的に行っていくため、後記3の推進計画の策定等により、**休日の学校部活動の段階的な地域連携・地域移行を進める**。その際、例えば中山間地域や離島をはじめ、市区町村等によっては合意形成や条件整備等のため時間を要する場合も考えられることから、**地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指す**こととし、国及び都道府県は適切に指導助言を行う。
- イ** 国、都道府県及び市区町村は、**改革推進期間終了後**において、**学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に係る進捗状況等を評価・分析し、継続して地域のスポーツ・文化芸術環境の充実に取り組む**。

学校部活動の地域連携・地域移行に関する制度の運用

※「『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』の策定及び学校部活動の地域連携・地域移行に関する関連制度の運用について(通知)(令和4年12月27日付 スポーツ庁次長等)において、以下の1～4の内容を通知。

1. 教師の兼職兼業について

これまで、教師等の兼職兼業の取扱いについて、「『学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について』を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について(令和3年2月17日付 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長通知)」を周知。
今後、各地方公共団体における**兼職兼業の許可の円滑な手続きに資するため、分かりやすい手引きをなるべく速やかに示す予定。**

※「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について」を令和5年1月30日に公表済
https://www.mext.go.jp/content/20230130-mxt-syoto01-000025338_5.pdf

2. 学習指導要領解説の見直し等について

今後、国が行う実証事業等の状況も踏まえ、**学習指導要領解説における関連の記載の見直し**を行う予定。
教育課程外の活動である部活動については、現在、**学習指導要領の総則**に関連の記載が盛り込まれているところ、今後の部活動の地域連携や地域クラブ活動への**移行の進捗状況の検証等を踏まえ、次期改訂時に合わせて、その見直しを検討する予定。**

【都道府県教育委員会等において、適切に対応・検討いただきたい事項】

3. 教師の人事における部活動の指導力の評価等について

教師の採用において、面接や志願書類などについて、教師が部活動の指導をすることを前提として部活動指導に係る意欲や能力等を評価している場合について、学校部活動の状況や地域におけるスポーツ・文化芸術環境の整備状況等も勘案して、**必要な見直しを行うこと**(教師の人事配置においても、部活動指導に係る能力等を過度に評価している場合は、適切に見直すこと)。
初任者研修等に十分な時間を確保することが求められる新規採用の教師や、育児や介護等の事情を抱える教師に配慮する観点から、部活動指導に関する取扱いを明確化すること。

4. 高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱いについて

高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱いについては、これまでと同様、各高等学校及びその設置者において判断すべきものであるが、今後の選抜の在り方について検討する際は、①学校部活動・地域クラブ活動の**評価方法の明確化**、②調査書への記載に当たっては、単に大会成績等のみを記述するだけでなく、**活動からうかがうことのできる生徒の長所、個性や意欲等に言及するなど、記載を工夫するとともに**、調査書に限らず、生徒による自己評価資料等の方法を用い、多面的に評価していくことも考えられること、③**中学校の教師の負担軽減**に留意すること。

上記のほか、地域によっては地域クラブ活動において教師が兼職兼業により指導を行っている現状があることに鑑み、**教師の人事配置において、人事当局における総合判断の際の一要素として考慮**するため、地域クラブ活動での指導に関する**個々の教師の希望の有無について、他の項目と並んで人事異動調書等に記載させる等の方法**も考えられる。

教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業（まとめ）



- 地方公務員である公立学校の教師等（常勤・非常勤を問わず、事務職員等を含む。以下同じ。）は、
 - ① 当該教師等が希望する場合であって、
 - ② 地方公務員法第38条や教育公務員特例法第17条等の規定に基づき、
 - ③ サービスを監督する教育委員会（以下「サービス監督教育委員会」という。）の許可を得た場合には、**兼職兼業を行うことが可能**です。※パートタイム会計年度任用職員は兼職兼業の許可は不要。

- 地域クラブ活動に従事することを希望する教師等については、学校以外の主体である地域団体の業務に報酬を受けて従事することとなるため、一般的な手続きとして、兼職兼業希望先からの依頼状を基に上司である校長等へ相談・了承の上、**サービス監督教育委員会の兼職兼業の許可を得て、**地域団体の業務に従事することとなります。

- 地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の手続きが円滑に行われるよう、サービス監督教育委員会内の**教職員のサービスを監督する部署は、必要な関係規程※・運用の見直し**を行うことはもとより、兼職兼業制度や手続き等の理解増進に向け、部活動を担当する部署等の関係部署や首長部局、地域クラブ活動の実施主体、兼職兼業を希望する教師等や当該教師等の所属する学校等への**関係法令や手続きの周知をはじめ、当該部署等と連携して対応することが重要**です。

※都道府県の定める条例等で規定されている場合は、当該都道府県において当該規程について見直すことも考えられます。

また、**サービス監督教育委員会は、保護者や地域住民の理解と協力を得られるよう、部活動の地域移行の趣旨・目的や子供達の活動機会の確保や持続可能な活動環境の整備に向けた指導者確保のための教師等の兼職兼業の必要性等について説明をする必要**があります。

- **「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）」**において、兼職兼業に係る詳細な内容や事例、指揮命令権や労働時間等の兼職兼業を行う上でのポイントや留意事項をまとめているので、サービス監督教育委員会や校長だけでなく、兼職兼業を希望する教師等においても、ご活用ください。

2. 事例集等

令和4年度における運動・文化部活動の地域移行等に関する 実践研究事例集について(令和5年9月)

事例集 目次

運動部活動

1. はじめに
2. 実践研究の概要
3. 実践研究の成果
 - (1) 休日の部活動の段階的な地域移行
 - (2) 合同部活動の推進/短期間・効果的な活動の推進
- ※自治体における取組の経費や財源についても記載
4. 実践研究先一覧



コラム 今年度の事例集から、地域移行に関するよくある質問や、責任の所在を定めている事例などを盛り込んだコラムを記載

文化部活動

1. はじめに
2. 事業の概要
3. 実践研究の概要
4. 事例
 - 地域部活動推進事業
 - 地域文化倶楽部（仮称）創設支援事業



事例集 全体版はこちら

- 運動部活動の地域移行等に関する実践研究事例集 スポーツ庁HP
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/jsa_00015.html
- 文化部活動の地域移行等に関する実践研究事例集 文化庁HP
https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/sobunsai/pdf/93942801_01.pdf

主な内容

- 実践研究の課題、成果や実践研究の成果や好事例を踏まえ、**休日の地域移行における運営形態の類型イメージ**や**地域移行の要素の例**を提示。
- 各取組事例の**ポイント**や**基礎情報**、**特徴的な取組等**を中心に紹介し、コラムでは、**平休日の一貫指導の取組等**、**各自治体に参考いただきたい情報**を掲載。

運営形態の類型イメージ

市区町村運営型	地域団体・人材活用型	市区町村教委が地域の団体（地域スポーツ・文化芸術団体や地元企業、大学等）や地域の指導者と連携し、運営する形で実施
	任意団体設立型	市区町村が任意団体（一般社団法人や協議会等）を創設し、任意団体が運営する形として実施
	競技団体連携型	市区町村が競技団体と連携して運営する形として実施
地域スポーツ・文化芸術団体等運営型	総合型地域スポーツクラブ運営型	総合型地域スポーツクラブが運営する形として実施
	体育・スポーツ協会運営型	体育・スポーツ協会が運営する形として実施
	民間スポーツ事業者運営型	民間スポーツ事業者が運営する形として実施
	文化芸術団体等運営型	地域の文化芸術団体等が運営する形で実施
その他	その他の類型	学校と関係する団体や地域学校協働本部、スポーツ・文化コミッション等が運営する形として実施

※上記のほか、スポーツ少年団、競技団体、クラブチーム、プロスポーツチーム、フィットネスジム、大学など多様な主体による運営が考えられる。

令和4年度における運動部活動の地域移行等に関する 実践研究事例集について①（令和5年9月）

実践研究の成果

休日の運動部活動の段階的な地域移行

市区町村の取組事例（運営形態の類型別のイメージ）

類型例		運営形態	参考例
区分	運営例		
A 市区町村運営型	A-1 地域団体・人材活用型	市区町村教委が地域の団体（地域スポーツ団体や地元企業、大学等）や地域の指導者と連携し、運営する形で実施	埼玉県 さいたま市 神奈川県 秦野市 福岡県 宗像市
	A-2 任意団体設立型	市区町村が任意団体（一般社団法人や協議会等）を創設し、任意団体が運営する形として実施	長野県 飯島町
	A-3 競技団体連携型	市区町村が競技団体と連携して運営する形として実施	新潟県 長岡市 福井県 美浜町
B 地域スポーツ団体等運営型	B-1 総合型地域スポーツクラブ運営型	総合型地域スポーツクラブが運営する形として実施	山形県 鮭川村 福島県 会津若松市 新潟県 村上市 富山県 朝日町 京都府 舞鶴市 長崎県 長与町
	B-2 体育・スポーツ協会運営型	体育・スポーツ協会が運営する形として実施	福島県 会津若松市 富山県 黒部市 静岡県 静岡市 静岡県 掛川市
	B-3 民間スポーツ事業者運営型	民間スポーツ事業者が運営する形として実施	埼玉県 白岡市 沖縄県 うるま市
C その他	C-1 その他の類型	学校と関係する団体や地域学校協働本部、スポーツ・文化コミッション等が運営する形として実施	滋賀県 彦根市 石川県 宝達志水町

市区町村の取組事例（一覧）

自治体	特徴
埼玉県さいたま市	指導者全員を対象として、子供の主体性を引き出す「コーチングスキル研修」を実施
神奈川県秦野市	「秦野市地域部活動指導ハンドブック」を作成して、関係者との共通理解を図り、地域クラブ活動を実施
福岡県宗像市	市のスポーツ部局が中心となり、受け皿となる地域スポーツクラブの設立・持続可能な運営をサポート
長野県飯島町	少年スポーツ団体連絡協議会が中心となり地域クラブを発足 今後、複数の自治体が参画する広域地域クラブの設立を検討
新潟県長岡市	競技団体と綿密な情報提供・意見交換会を実施
福井県美浜町	県の競技団体が地域スポーツクラブを創設し、中高一貫指導体制を構築
山形県鮭川村	競技団体等と連携した指導者の確保、スクールバスの活用
福島県会津若松市	競技種目の状況に応じた2つの地域移行体制を構築
新潟県村上市	各中学校区での合意形成に向けた取組、スポーツ少年団と連携した指導者の確保
富山県朝日町	地域と学校が連携・協力した総合型地域スポーツクラブを創設・運営。移動手段として、「こどもノッカル」の実証実験を開始
京都府舞鶴市	総合型地域スポーツクラブが中心となり、「ゆる部活」や「トレーナー部活」を実施
長崎県長与町	総合型地域スポーツクラブが受け皿となり地域移行を進め、令和5年度から休日の全ての運動部活動を地域スポーツクラブ活動へ移行
富山県黒部市	地域クラブ活動に係る費用について、受益者負担で制度設計
静岡県静岡市	エリア制の導入により学校間で部活動を支え合う仕組みを構築 自身の在籍する学校に無い部活動でも、エリア内の他校の活動に参加可能
静岡県掛川市	市スポーツ協会と連携した指導者バンクの設置と、研修による指導者の量と質の確保
埼玉県白岡市	地域スポーツクラブ活動の管理運営について、民間と連携。コミュニケーションアプリを活用し、平日・休日の一貫指導を実施
沖縄県うるま市	民間事業者と部活動の地域移行に係る連携協定を締結
滋賀県彦根市	学校支援ボランティア団体（地域学校協働本部）と連携し、地域クラブ活動を実施
石川県宝達志水町	スポーツ文化コミッションと連携し、地域クラブ活動を実施

令和4年度における運動部活動の地域移行等に関する 実践研究事例集について②（令和5年9月）

実践研究の成果

スポーツ庁「部活動改革ポータルサイト」

当事例の
詳細はこちら



◆ 運営類型別の各自治体の取組事例

福岡県宗像市の取組

A-1

市区町村運営型
地域団体・人材活用型



市のスポーツ部局が中心となり、受け皿となる地域スポーツクラブの設立・持続可能な運営をサポート

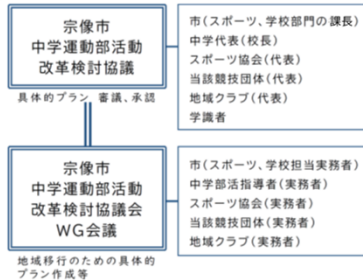
基礎情報

福岡県宗像市

中学校数	7校
生徒数	2,677人
部活動数	63部活

委託費	750,418円
実践研究校数	2校
実践研究に取り組んだ部活動数	18部活
実践研究に取り組んだ種目	2種目

体制



経費

使用経費の主な費目・額

諸謝金	934,400円
消耗品費	126,241円

自己調達した財源

会費等参加者負担	270,000円
その他（寄附金）	83,141円

課題

- 地域の受け皿となるスポーツクラブの立ち上げ（野球）や運営形態の見直し（バスケットボール）
- 地域クラブの中学校指導者への周知と理解促進、中学生への周知と地域スポーツクラブの部員確保（中学の部活生の取り込み）
- 学校と連携した役割分担（地域→土日、学校→平日）

成果

- 宗像市はスポーツ部門が先行して、受け皿となる地域クラブを創設。令和8年度から「休日の運動部活動を完全に地域移行」を目指している。

主な取組の概要

運営主体	宗像ストレーンベースボールクラブ 宗像バスケットボール教室	責任主体	宗像ストレーンベースボールクラブ 宗像バスケットボール教室
活動場所	玄海中学校グラウンド 日の里中学校体育館	活動種目	野球、バスケットボール
指導者	クラブの指導者 大学バスケットボール部所属の学生など	会費等	野球 5,000円/月 バスケットボール 徴収なし
移動手段	自転車、保護者の送迎など	保険	各自加入

特徴的な取組



オーダーメイドでの受け皿クラブの立ち上げ

- 本実践研究を通じて、中学校運動部活動改革のロードマップ（スケジュール）・基本方針、競技種目別の必要な受け皿クラブ数、受け皿クラブ立ち上げスケジュール、市担当部署の役割を決定することができた。また、中学校部活動の実態調査をもとに、必要となる受け皿クラブ数を最大で30クラブと算出。
- 地域クラブの立ち上げ支援として、コーチ陣への謝金補助、クラブ立ち上げ時に必要な消耗品等の補助、中学校の施設開放を行うことによる土日の活動場所の確保等を行っている。また、さらなる支援策として、コーチ資格等助成、中体連に代わる独自大会の開催補助を予定している。



今後の方向性

<ロードマップ>

宗像市・宗像市教育委員会 部活動改革スケジュール（案）

	2022年度（R4）	2023年度（R5）	2024年度（R6）	2025年度（R7）	R8
宗像市 （文化スポーツ課）	令和7年度までに競技種目毎に必要な受皿クラブを計画的に創設し、円滑運営をサポートする付帯事業を整備				休日の運動部活動を完全に地域移行
	軟式野球、バスケットボール				
	その他の競技種目 団体競技（サッカー、バレーボール、ソフトボール） 個人競技（卓球、陸上、ソフトテニス、剣道、柔道）				
休日の部活動の地域クラブ化を促進					
宗像市教育委員会 （教育政策課）	平日の運動部活動の支援 （G A等から指導者を派遣し、体幹、コンディショニング、フィジカルなどの基礎トレーニング（S & Cトレーニング）を実施）				休日の運動部活動を完全に地域移行
	モデル事業	平日の中学校運動部活動での基礎トレーニングを本格導入 （受皿となる地域クラブの活動も補完）			
	平日の運動部活動は現状どおり継続し、令和7年度までの休日部活動を見直す				
休日部活動の地域移行 準備期間（教員現行） 土日の部活動は段階的に削減する					
*従来どおり、部活動実施日は運動部活動の顧問に指導を依頼（休日は特別勤務手当あり） *外部指導者も活用（平日・休日ともに謝金あり） *R8を見据え、教員任意による地域クラブ立ち上げも可能					

令和4年度における運動部活動の地域移行等に関する 実践研究事例集について④（令和5年9月）

学校体育施設の利活用

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月）では、地域クラブ活動の活動場所として、地域の学校施設（廃校含む）を活用することに加え、地域クラブ活動を行おうとする民間事業者等が、学校施設の利用が可能となるよう改善を行うことも示された。学校体育施設の活用を一層進めていくにあたっては、「学校体育施設の有効活用に関する手引き（令和2年3月）」や先行自治体の事例等をご参照いただきたい。

学校体育施設の有効活用に関する手引き

【学校体育施設の有効活用のためのポイント】

- ☐ 学校体育施設をより広く利用してもらうための目的の明確化
- ☐ 安全・安心の確保
- ☐ 持続可能な仕組みづくり
- ☐ 利用しやすい環境づくり
- ☐ 新改築・改修時の留意点

（参考）法令等における「学校体育施設の活用」の位置付け
公立学校における外部の人材や資源の活用の推進について
（平成16年3月初等中等教育局長、スポーツ青少年局長通知）
“学校施設の警備、清掃、プールや体育館の保守、給食の調理などの業務や、学校施設の時間外一般開放の管理などについては、現行制度下においても、民間事業者に委託して実施することが可能となっていますので、各設置者の判断により適切な取り組みを進めていただくよう、念のため申し添えます。”



取組例

地域クラブ活動における中学校施設の利用方針を整理（福岡県宗像市）

- 地域スポーツクラブによる学校体育施設の利用が可能となるよう、中学校施設の利用開放促進を推進。
- 部活動の受け皿となる地域クラブの活動場所を確保するため、市が認定する地域クラブに対して、部活動で使用しない中学校施設を優先的に利用できるように調整。
- 令和7年度までの中学校施設の利用実態を鑑みて、中学校施設の学校開放を拡大するかを検討。

営利法人に対する学校施設の利用についての考え方

- 宗像市の条例では、営利活動又はこれに類する行為を行うことは禁止しているが、学校施設の利用が子供達にスポーツ機会を提供し、子供達の健全育成に資するような取り組みについては、営利法人にも利用を許可。 ※施設使用料・照明料の減免はなし。

宗像市立学校の施設の開放に関する条例（抜粋）
【禁止行為】第12条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。
(5) 営利活動又はこれに類する行為を行うこと。

施設利用の徴収について

- 地域クラブについては施設使用料は減免とし、部活動の受け皿団体となった営利法人を減免とするかは、今後検討。

市区町村を超えた広域連携による取組

地域連携・地域移行に際しての課題は地域の事情によって様々あるが、特に、人口の少ない地方部においては、受け皿となる運営団体や指導者等の地域資源、財源にも限りがあり、単独の市区町村では地域のスポーツ環境を整備することが困難な場合も想定される。

限られた地域資源を有効かつ効率的に活用し、子供たちに地域でのスポーツ機会を継続的に提供するためには、近隣の学校や市区町村が連携して地域連携・地域移行の各種取組を実施することも有効な1つの手段として考えられる。

取組例

南佐久地域6町村が連携した広域連携型の地域移行（長野県南佐久地域）

現状・課題

- 南佐久郡の4中学校では、少子化に伴い団体種目では人数が足りず、学校単独でチームを組めない種目がある状況。また、やりたい種目の部活がないため、部活動に入らない生徒も増えてきている。

対応策

》》 6町村が連携して協議会・運営団体を設立

- 南佐久地域全体で地域移行の体制を整備するため、6町村と学校、地域スポーツ団体を繋ぐ「南佐久中学生スポーツ・文化活動を振興する会（南佐久郡中学校部活動運営委員会）」を設立。
- 運営にあたっては、各町村と学校を繋ぐコーディネーター役を南牧村教育委員会が担うことで、町村を超えた取組でありながらもスムーズな連携を図ることができた。

》》 南佐久郡の4中学校が合同で参加する地域クラブの試行運営

- 令和4年度は、運営委員会の設立とともに、南佐久郡内の4つの中学校が参加して合同での地域クラブ運営も試行的に実施。まずは、単独での活動が困難な種目から地域クラブ活動として練習を開始した。
- 活動範囲が広域に及ぶため、活動場所までの移動手段が課題であったが、練習時間を公共交通機関の発着時間に合わせて設定し、参加者には公共交通機関の利用を推奨した。
- また、活動場所を1つの町村に偏らないように調整することで、広域的な活動ながらも、生徒や保護者の移動への負担感を軽減することに配慮した。

南佐久全体で願いを実現するために

〇地域のスポーツ・文化活動として必要な条件

【運営主体の選定】
(仮)南佐久中学生スポーツ・文化活動を振興する会
(南佐久郡中学校部活動運営委員会)
※南佐久管内町村からの負担金により広域活動を支えていただく

【指導者の確保】
南佐久全体から指導者を確保することができる
指導者の費用は町村からの負担金を柱に運営

【会場の確保】
各中学校で偏りがないように配慮
母体となる学校、指導者のいる地域の学校等

【移動方法】
広域の移動を踏まえ、汎小海線の利用を進める

南佐久地域の取組

■ スタートはスポーツ活動から
想定される推進パターン 活動（種目）の状況に応じて選定

A: 成立困難な状況の活動
①現在実施している合同部活動を地域の活動として移行
②部として未成立の活動を地域の指導者の確保により実施

B: 単独で成立している活動
①地域の指導者の確保により、地域移行
②長期的視野で、合同を模索

C: スポーツ少年団等との連携が可能な活動
・中学生対象の活動を、プラスする等が想定

多様な種目や活動の取組例

(令和3、4年度成果報告書より)

京都府京丹波町

- フリースポーツ部において、新しい種目（インラインスケート）の活動を実施

運営主体

京丹波町教育委員会

取組内容

- * フリースポーツ部において、新規団体からの新しい種目の提案があり、インラインスケートの活動を実施。
- * ホッケー教室を開催し、地域の小学生、中学生、高校生、一般の方が参加。地域の多世代の方との交流を実施。

種 目：ホッケー、フリースポーツ
(カヌー、インラインスケート)

頻 度：不定期

場 所：町が設置する社会体育施設など

指導者：種目別協会所属の指導者など

参加校：町内全3中学校



京都府舞鶴市

- 総合型地域スポーツクラブが中心となり、「ゆる部活」や「トレーナー部活」を実施

運営主体

総合型地域スポーツクラブ「舞鶴ちゃったスポーツクラブ」
舞鶴市教育委員会

取組内容

- * 剣道、柔道、陸上などの既存の種目に加え、総合型地域スポーツクラブ主体の「ゆる部活」、「トレーナー部活」を実施。

種 目：剣道、柔道、陸上、ソフトボール、
ゆる部活、トレーナー部活

頻 度：休日1日、不定期（各種目による）

場 所：町が設置する社会体育施設など

指導者：総合型地域スポーツクラブ指導者など

参加校：市内全7中学校



大阪市

- トップアスリートを指導者とした特別企画「みんなの水泳教室」を実施

運営団体

桜宮スポーツクラブ、大阪市教育委員会

取組内容

- * 元オリンピックであるトップアスリートを指導者として、障害の有無に関係なく一緒に楽しむ水泳教室を特別企画で実施。また、同企画は、近隣区の公立中学校に在籍している全校生徒を対象に実施。

種 目：バスケットボール、バレーボール、
サッカー、陸上、ボート、
特別企画（水泳、ダンス）

頻 度：休日、不定期（各種目による）

場 所：各中学校、府立桜宮高等学校

指導者：兼職兼業の教師、オリンピックなど

参加校：市内5中学校



大阪府泉大津市

- スポーツを楽しむ機会提供のため、既存の部活動にはない種目を実施

運営団体

泉大津市教育委員会

取組内容

- * 部活動未加入者や複数種目ができるよう、生徒のニーズに合わせた種目や運動するきっかけづくりとして開催したレクリエーションスポーツやダンスなどの体験会を実施。

種 目：レクリエーションスポーツ、ダンス、
バスケットボール

頻 度：平日、休日（各種目による）

場 所：各中学校体育館、総合体育館など

指導者：総合型地域スポーツクラブの指導者、
大阪体育大学の学生など

参加校：市内全3中学校



令和4年度における文化庁活動の地域移行等に関する 実践研究事例集について①（令和5年9月）

3. 実践研究の概要

地域部活動推進事業

〈運営形態別のイメージ〉

類型例		運営形態	参考例
区分	運営例		
市区町村運営型	(ア) 地域団体・人材活用型	市区町村（教委等）が、地域の団体（地域の楽団等の文化芸術団体）や地域の指導者と連携し、運営する形で実施	No.1 秋田県大館市 No.9 新潟県胎内市 No.20 兵庫県加古川市 No.28 長崎県雲仙市
	(イ) 任意団体等設立型	市区町村（教委等）が任意団体（一般社団法人や協議会等含む）等を創設し、任意団体が運営する形として実施	No.7 東京都渋谷区 No.23 岡山県赤松市 No.32 鹿児島県与論町
文化芸術・スポーツ団体等運営型	(ウ) 地域文化芸術団体等運営型	地域の文化芸術団体等が運営する形で実施	No.10 富山県小矢部市 No.13 福井県敦賀市 No.16 静岡県掛川市 No.25 徳島県徳島市
	(エ) 地域スポーツ団体等運営型	体育・スポーツ団体等が地域文化クラブを運営する形として実施	No.3 栃木県佐野市 No.5 埼玉県白岡市 No.21 奈良県生駒市 (市教委と連携)
	(オ) 施設運営・管理者運営型	民間の文化・スポーツ施設運営・管理者（会社）が運営する形として実施	No.22 鳥根県雲南市
その他	(カ) その他の類型	学校と関係する団体（保護者会等）や地域学校協働本部が運営する形として実施	No.6 千葉県夷隅郡大多喜町 No.11 富山県朝日町 No.17 静岡県浜松市 No.18 愛知県豊田市

〈見えてきた課題〉

(A) 指導者の確保・質の確保	・専門性を有する指導者、吹奏楽のパート毎の指導者の継続的な確保 ・受け皿団体の確保 ・顧問と地域指導者の連携や指導方針の共通認識
(B) 活動場所	学校以外 ・生徒、楽器の移動の方法（保護者による送迎、バス借り上げ） ・施設使用料の発生 学校利用 ・校舎、会場の解施設のための、顧問対応の発生 ・学校施設の利用、管理方法の明確化
(C) 受益者負担財源確保	・保護者負担の適正な金額の設定、保護者の理解 ・指導者等に対する適正な謝金単価の設定 ・運営経費、指導者謝金、施設使用料の財源確保

取組事例紹介（地域部活動推進事業）

No.1

秋田県大館市

P14

吹奏楽

活動場所：各中学校
参加者：市内9中学校 159名
指導者：地域の指導者吹奏楽指導経験者、演奏家 4名

活動日：土曜日または日曜日
活動回数：講師派遣型 各校2回
地域合同型 4回

〈指導者の量・質の確保〉

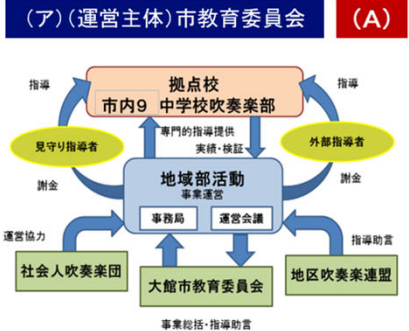
- ・市内9中学校で4人の専門講師（全体合奏・管楽器・木管楽器・打楽器の指導者）を共有し、市内で同じ指導を受けられる体制づくり。
- ・市吹奏楽連盟からの指導者の推薦・紹介。
- ・中学校での指導経験のない地域の見守り指導者が、運営に関わりながら専門講師の指導方法を学ぶなど、将来的な地域指導者を育成する。
- ・部活動指導員から、中学生への接し方、セクハラ防止等について日頃気をつけていることを話す機会を設けた。

〈施設・鍵の管理〉

- ・顧問による鍵の解錠による管理。（顧問、副顧問2名体制での待機・対応から、1名が他業務を行いながらの待機となった。）

〈普及・啓発〉

- ・関係団体の会議等へ参加、地域移行に向けた説明を行うことにより、学校や顧問、関係団体の意識改革。



〈費用負担〉

- ・参加生徒 500～1,000円/回
⇒ 専門講師の謝金が発生したことにより、時間内で集中した取組の実施となった。

No.9

新潟県胎内市

P22

吹奏楽

活動場所：中条中学校、黒川中学校音楽室
参加者：中条中 30名、黒川中 8名
指導者：地域指導者 1名、リモートによる県外指導者 2名

活動日：平日週4日、休日週1日
活動回数：週1回（3時間）

〈教員の負担軽減〉

- ・指導経験の豊富な顧問と経験の少ない顧問のいる吹奏楽部を連携し、外部指導者や外部指導資源の活用による部活動指導に係る教員の負担軽減。

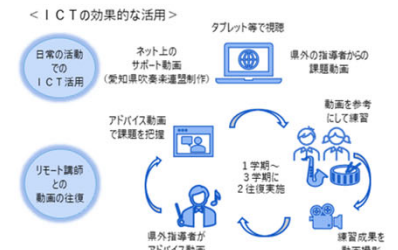
〈指導者の量・質の確保〉

- ・地域の外部指導者がコーディネーターとなり、県内外の指導者を有機的に結び付け、生徒のニーズに合った質の高い指導を展開。
- ・地域の外部指導者、インターネット上のサポート動画（愛知県吹奏楽連盟制作）、県外（埼玉及び千葉）の指導者からのリモート指導（動画のやりとりによる指導）を組み合わせ、顧問の負担軽減及び地域移行に向けた外部人材との連携体制を構築。

〈関係団体との連携、世代間交流〉

- 文化活動に積極的な地域の公益的な団体と連携し、自衛隊音楽隊のコンサートへの参加や、チャリティ募金による寄付を財源に、市内小中学生を対象として吹奏楽講習会を実施。

(ア) (運営主体)市教育委員会 (A)



〈費用負担・財源確保〉

- ・生徒会費等からの部活動予算（中条中）7,000円、（黒川中）5,000円
- ・公益的な地域団体からの寄付金
⇒ 合同練習のため、市バスや借上げバス、楽器運搬用トラックを利用

令和4年度における文化活動の地域移行等に関する 実践研究事例集について②（令和5年9月）

No.20

兵庫県加古川市

P33

吹奏楽

活動場所：別府中学校音楽室
参加者：別府中学校 22名
指導者：地域の吹奏楽経験者 1名

活動日：休日
活動回数：週1回（3時間）

・加古川市立別府中学校（R4）の実践研究を基に、
淡路市立北淡中学校（R3拠点校）とも連携し、

(ア) (運営主体) 県・市教育委員会 (B)

- ①教員の働き方改革
- ②地域指導者の確保
- ③活動場所の確保
- ④教員（顧問）以外による大会等への引率
- ⑤教員（顧問）と地域指導者等の連携
- ⑥地域指導者等への研修の実施
- ⑦費用負担のあり方 等について検証した。



＜教員の働き方改革＞

休日の活動は、顧問は原則参加なし。
大会等の引率・指揮も地域指導者が担った。
⇒地域指導者が単独で引率する場合は、事前に保護
者説明会等を行い、了承を得た。

＜活動場所の確保・鍵の管理＞

音楽室のみ校内セキュリティを別回路とし、単独での
開錠を可能としたことにより、地域の指導者に会場の
開錠・施錠やセキュリティのセット・解除を依頼できた。

＜指導者の確保＞

- ・オンラインミーティングを活用した指導ができるよ
う、環境整備に取り組んだ。
- ・ICTを活用し、他校との交流や合同練習等
場所を問わず効果的な練習が実施できた。

＜普及・啓発＞

- ・専門家会議で整理した課題について検証を
行い、実証事例をリーフレットにまとめ、周知・啓
発を行った。

No.13

福井県敦賀市

P26

吹奏楽（合同部活動）

活動場所：市内4中学校
参加者：63名
（気比中6名、角鹿中23名、松陵中17名、栗野中17名）
指導者：主に県内の楽器指導者（7～8名）

活動日：土曜日
活動回数：月2回

＜活動場所等の確保＞

- ・社会人吹奏楽団の協力・連携、楽譜や楽器を共有。
- ・学校施設の開放により、学校の音楽室や教室を活用。
⇒会場準備等のため、顧問・副顧問が交代で担当して
おり、教員が学校に来なくてもいい仕組みづくり、もしくは
手当の支給を検討する。

＜教員の負担軽減＞

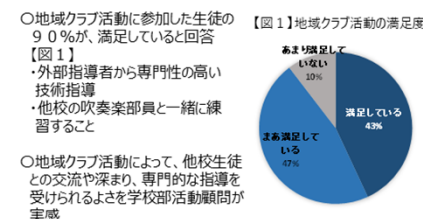
- ・地域クラブ活動を行う日は、原則、学校部活動を行わ
ない。
- ・アプリ活用により、生徒の欠席連絡等、保護者との
円滑な連絡体制を構築。

＜費用負担＞

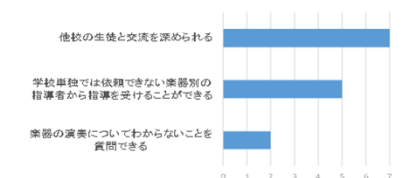
- ・合同部活動のため、各学校を経由する借上げバスを
運行し、保護者の送迎負担を軽減。

入団費 1,000円/年（保険料として）
活動費 2,000円/月（バス借上げ代として）

(ウ) (運営主体) 市民ジュニア吹奏楽団 (C)



【図2】地域部活動のよいところ（顧問・副顧問）



No.32

鹿児島県与論町

P45

吹奏楽

活動場所：与論中学校吹奏楽部教室
参加者：与論中学校 17名
活動日：主に土曜日 3時間（年間37回）

指導者：音楽教室指導者 1名
兼職許可を受けた教員 2名
地域の音楽経験者 5名

＜課題＞

9つのうち6つの部活動の指導者がその経験がなく、
専門的な指導ができていない状況にあることから、令
和2年度末に、中学校、町教育委員会、地域のス
ポーツ・文化芸術団体等によって組織した「与論町地
域部活動推進協議会」を立ち上げ、地域移行を推
進している。

(イ) (運営主体) 地域部活動推進協議会 (A)



＜指導者の量・質の確保＞

・SNSによる広報やオンライン説明会を実施。町民の
間でも吹奏楽を地域で支えようという意識が高まり、
これまで外部指導者であった1名に加え、地域指導者
5名を追加で任用することができた。

・地域指導者6名は、平日は部活動指導員、休日は
地域指導者として、継続的な指導を実施している。

＜平日と休日の一貫指導＞

・顧問教諭と地域指導者が協議する機会を年に複数
回設けることにより、指導方針の共通理解を進めた。

＜普及・啓発＞

- ・地域部活動推進協議会から、休日の部活動
の地域移行を周知する文書を家庭に配布し、
理解を求めた。

＜費用負担＞

- ・部費 2,000円/月
- ・保護者負担 約50,000円/年

No.17

静岡県浜松市

P30

吹奏楽

活動場所：可美中学校音楽室
参加者：20名

指導者：NPO浜松生涯音楽協議会 1名
活動回数：月2～3回（22回）

＜指導者の量・質の確保＞

- ・NPO浜松生涯音楽協議会が指導者の養成・質の
確保のための認定研修を行っている。同法人より指
導者を派遣したため、技術指導も含め、生徒に対し
適切な指導を進めることができた。

＜活動場所等の確保＞

- ・校長の許可を経て、生徒が所属する中学校校舎を
使用した。活動場所が学校施設であったため、スベア
の鍵を借り、学校施設内に入った。

＜関係団体との連携、世代間交流＞

- ・小学校器楽部において、今後縮小・廃止の決まっ
ているため、金管楽器の体験会を実施した。

＜課題＞

- ・活動内容や事務連絡のほとんどが指導者に委ねら
れたため、指導者の負担が大きくなった。
- ・技術指導に関し、部活動と地域クラブ活動の指導
者の指導方針に差異が生じたため、生徒に困惑を
与えてしまう場面があった。

(カ) (運営主体) 吹奏楽部保護者会

(A)・(B)

令和4年度文化モデル 浜松生涯音楽協議会



運営主体：可美中学校吹奏楽部保護者会
指導者：NPO認定指導員
活動場所：可美中学校 可美公園総合センター 等

3. 令和 5 年度の取組

令和5年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業 実施予定先【運動部活動の地域移行に関する実証事業】 R5.6時点

岐阜県（24市町）

岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、本巣市、北方町、大垣市、海津市、関ヶ原町、輪之内町、安八町、大野町、池田町、関市、美濃市、郡上市、坂祝町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、中津川市、高山市、飛騨市

秋田県（3市町）

羽後町、大館市、能代市

青森県（2市町）

むつ市、三戸町

山形県（23市町村）

山形市、上山市、山辺町、中山町、西川町、村山市、尾花沢市、新庄市、金山町、最上町、鮭川村、米沢市、長井市、南陽市、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町、鶴岡市、庄内町、三川町、酒田市

北海道（18市町村）

由仁町、岩内町、余市町、安平町、厚真町、伊達市、登別市、厚沢部町、旭川市、鷹栖町、中川町、留萌市、初山別村、北見市、遠軽町、音更町、中礼内村、足寄町

岩手県（5市町村）

盛岡市、宮古市、大船渡市、西和賀町、九戸村

宮城県（2市）

白石市、角田市

福島県（4市町）

会津若松市、喜多方市、川俣町、三春町

滋賀県（8市町）

彦根市、長浜市、近江八幡市、東近江市、米原市、竜王町、豊郷町、多賀町

福井県（11市町）

福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、美浜町、若狭町

新潟県（21市町村）

上越市、三条市、柏崎市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、妙高市、阿賀野市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、聖籠町、弥彦村、出雲崎町、湯沢町、津南町

兵庫県（11市町）

尼崎市、伊丹市、三田市、猪名川町、丹波篠山市、高砂市、稲美町、播磨町、加東市、多可町、姫路市

京都府（3市町）

舞鶴市、福知山市、宇治田原町

富山県（10市町）

高岡市、射水市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、上市町、朝日町、富山市

山口県（7市）

下関市、山口市、萩市、防府市、光市、美祢市、周南市

大阪府（5市）

豊中市、箕面市、守口市、大東市、岸和田市

石川県（5市町）

小松市、かほく市、野々市市、志賀町、穴水町

茨城県（16市町）

水戸市、笠間市、小美玉市、茨城町、日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、神栖市、土浦市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、つくばみらい市、結城市

群馬県（4市町）

前橋市、榛東村、吉岡町、玉村町

栃木県（5市）

小山市、栃木市、矢板市、那須塩原市、佐野市

広島県（6市町）

福山市、海田町、安芸高田市、三原市、府中市、三次市

島根県（1市）

益田市

鳥取県（1市）

鳥取市

岡山県（4市町）

玉野市、備前市、早島町、和気町

佐賀県（3市町）

佐賀市、多久市、基山町

福岡県（3市町）

宇美町、宗像市、豊前市

長崎県（5市町）

長崎市、大村市、長与町、川棚町、波佐見町

大分県（3市）

豊後大野市、国東市、由布市

熊本県（12市町村）

水俣市、玉東町、和水町、南関町、長洲町、大津町、高森町、西原村、氷川町、湯前町、水上村、玉名市

宮崎県（4市町）

宮崎市、国富町、高鍋町、小林市

鹿児島県（6市町）

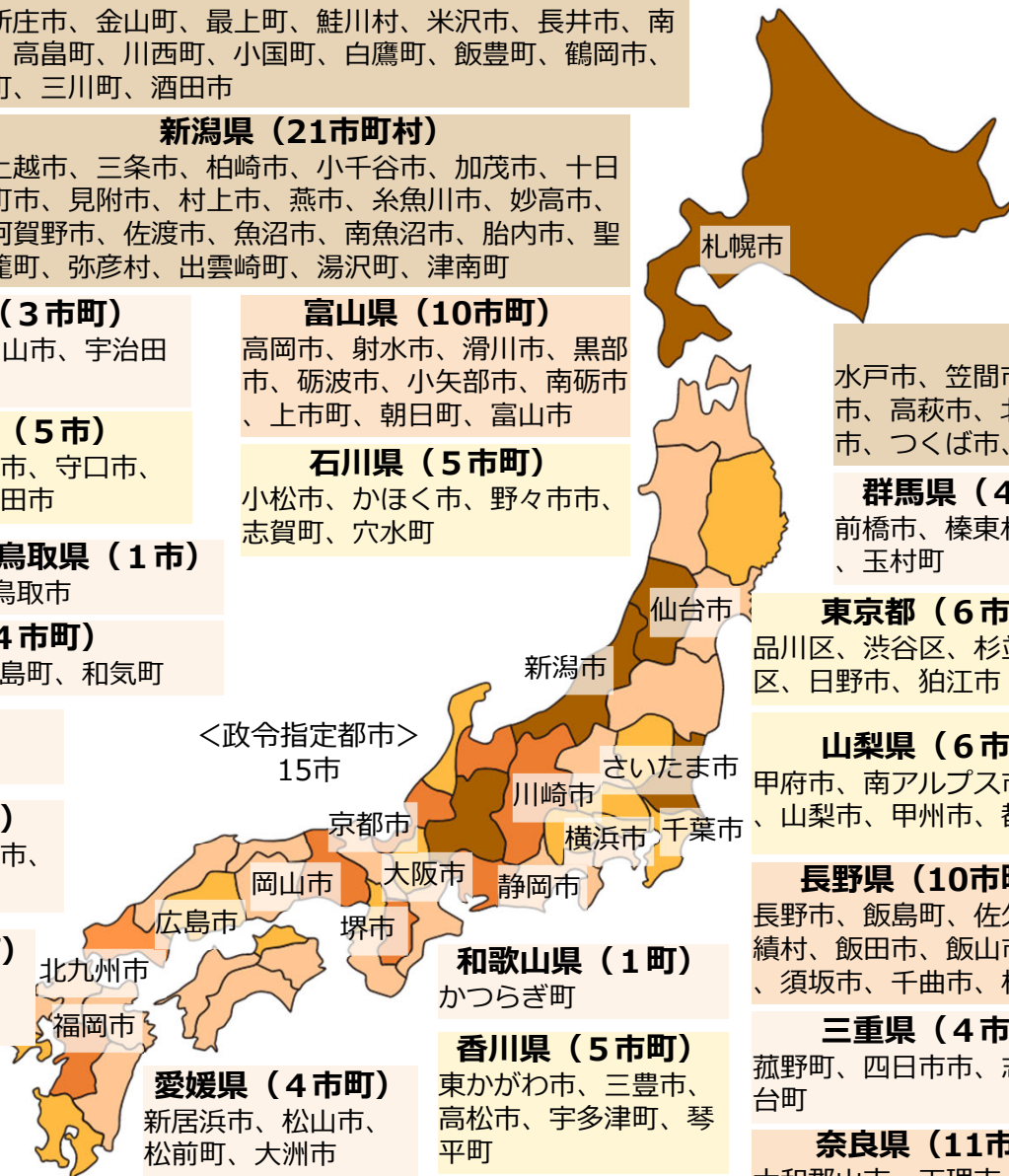
鹿児島市、枕崎市、南さつま市、薩摩川内市、知名町、与論町

沖縄県（3市村）

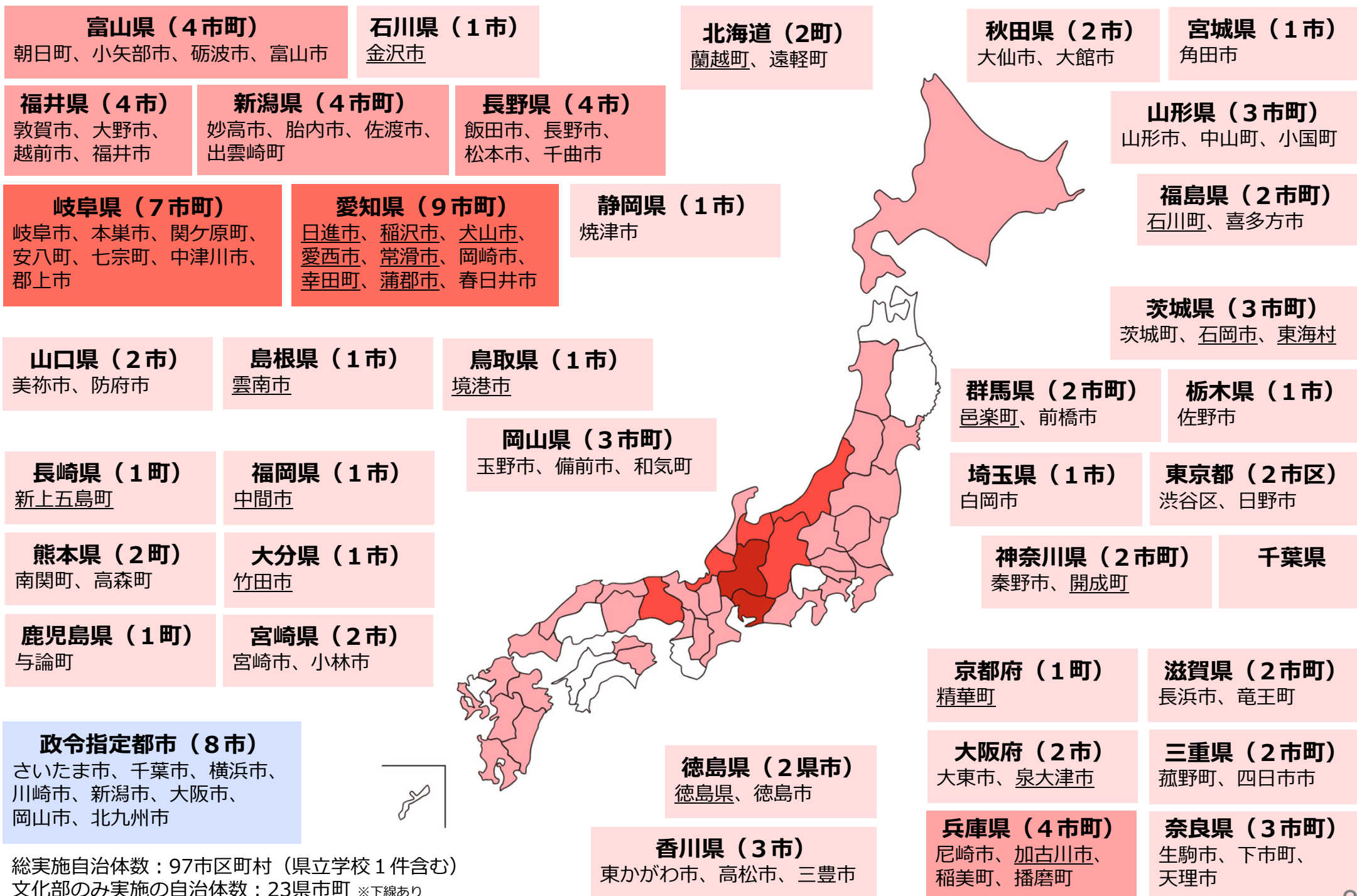
宜野座村、南城市、うるま市

<政令指定都市>

15市



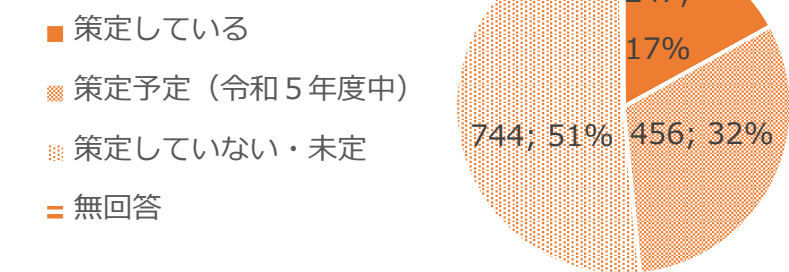
総実施自治体数：339市区町村



推進計画・協議会の整備状況

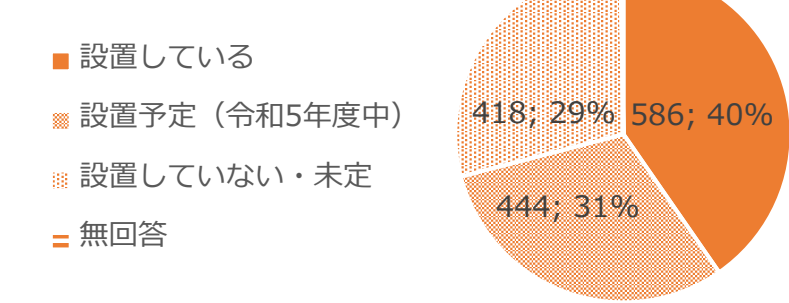
令和5年度中までに、5割に近い自治体が推進計画と協議会をともに整備することとしている。
自治体の動き方としては、まずは協議会を設置することから始めるところが多い。
一方で、推進計画も協議会も整備していない・未定の自治体が3割程度あった。

①推進計画



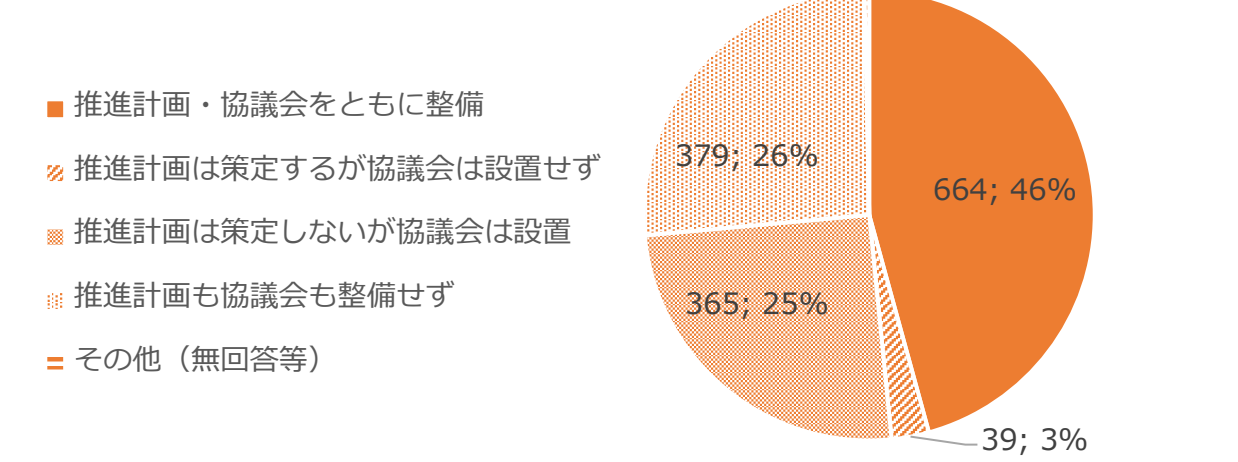
（策定していない理由）
検討段階にあるため/先んじて協議会で議論するため/地域移行事態に課題があるため/県の方針が出ていないため/見通しが立たないため/必要性がないため

②協議会



（設置していない理由）
今後検討予定/令和6年度設置予定/休日に実施していないため/議論が成熟していないため/県の方針を受けてから検討するため

③R5年度中までに



推進計画の策定状況 協議会の設置状況\	策定状況			計
	策定している	策定予定 （令和5年度中）	策定していない ・未定	
設置済み （令和5年3月以前の設置を含む）	196	190	200	586
設置予定 （令和5年度中）	37	241	165	443
設置していない・未定	14	25	379	418
総計	247	456	744	1447

部活動の地域移行に向けた実践研究等における都道府県の主な取組

1. 推進計画・方針等の策定

- ✓ 方向性や取組内容、スケジュール、目標等を提示
- ✓ 部活動の地域移行に関する手引書、手順書等を作成

2. 推進体制の構築

- ✓ 行政の関係部局、スポーツ協会、中体連、文化芸術団体、校長会、有識者等で構成する協議会等を設置
- ✓ 行政の関係部局が参加するプロジェクトチーム、連絡会議等の設置

3. 市区町村への支援

- ✓ 地域スポーツ・文化芸術活動の専門的知見や経験、人的ネットワークを有する研究者やスポーツ・文化芸術関係者等をアドバイザー等として市区町村に派遣
- ✓ 市区町村の説明会等に都道府県の担当者を派遣
- ✓ 市区町村の担当者を対象とした説明会、研修会、情報交換会等の開催
- ✓ 複数の自治体による広域連携のための調整の場を設定
- ✓ 市区町村の教育長、担当課長、担当者等が参加して協議する場を設定
- ✓ 兼職兼業の制度設計や運用等の管理

4. スポーツ・文化芸術団体との連携

- ✓ スポーツ協会、中体連、競技団体、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団等のスポーツ関係団体や、文化芸術団体、中体連、文化振興財団・文化協会、その他文化芸術活動に関わる各分野の関係団体への説明、意見交換、協力依頼

5. 企業との連携

- ✓ 応援企業の登録の仕組みの整備

6. 指導者の質の保障・量の確保

- ✓ スポーツ協会や競技団体、文化芸術団体等と連携した指導者研修会を実施
- ✓ 指導者研修のためのコンテンツを作成・提供
- ✓ 人材バンクの設置。登録者増加に向けたスポーツ協会、競技団体、文化芸術団体、大学、専門学校、企業等への働き掛け

7. 普及・啓発

- ✓ リーフレット、チラシ、動画の作成、ウェブサイトの開設
- ✓ セミナー、シンポジウム等の開催
- ✓ 市区町村長、市区町村教育委員会、校長会、PTAへの説明・周知

8. 調査・研究

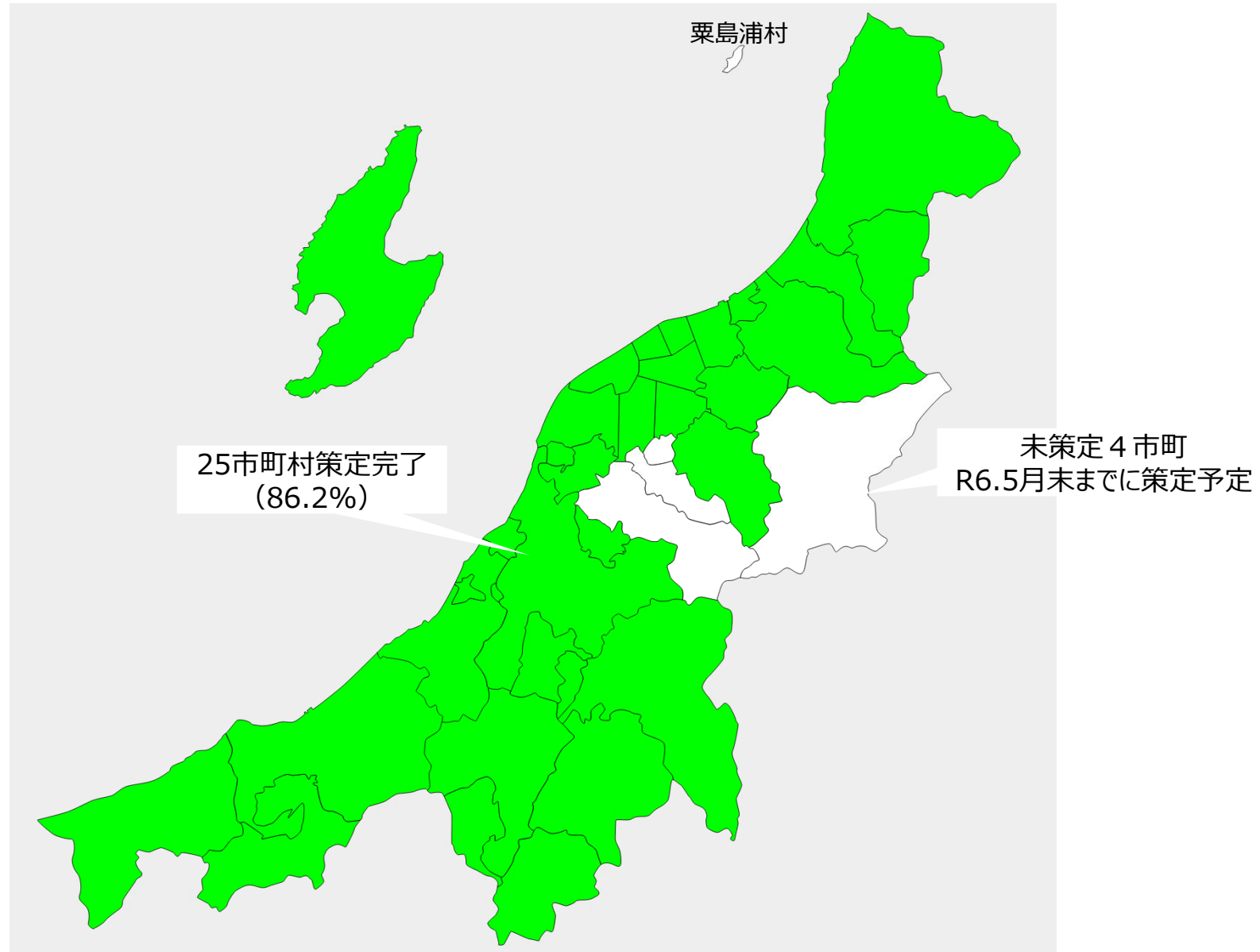
- ✓ 生徒、保護者、教師等を対象としたアンケート調査
- ✓ 市区町村を対象としたアンケート調査、ヒアリング調査
- ✓ 先進的な取組事例の収集・視察
- ✓ 都道府県内の実践研究の説明会、成果発表会の開催
- ✓ 実践研究の成果や課題等の分析・検証、課題の解決方策の検討、市区町村への共有



（出典）令和4年度実践研究成果報告書等に基づきスポーツ庁作成

本県市町村の推進計画策定状況（令和6年3月末時点）

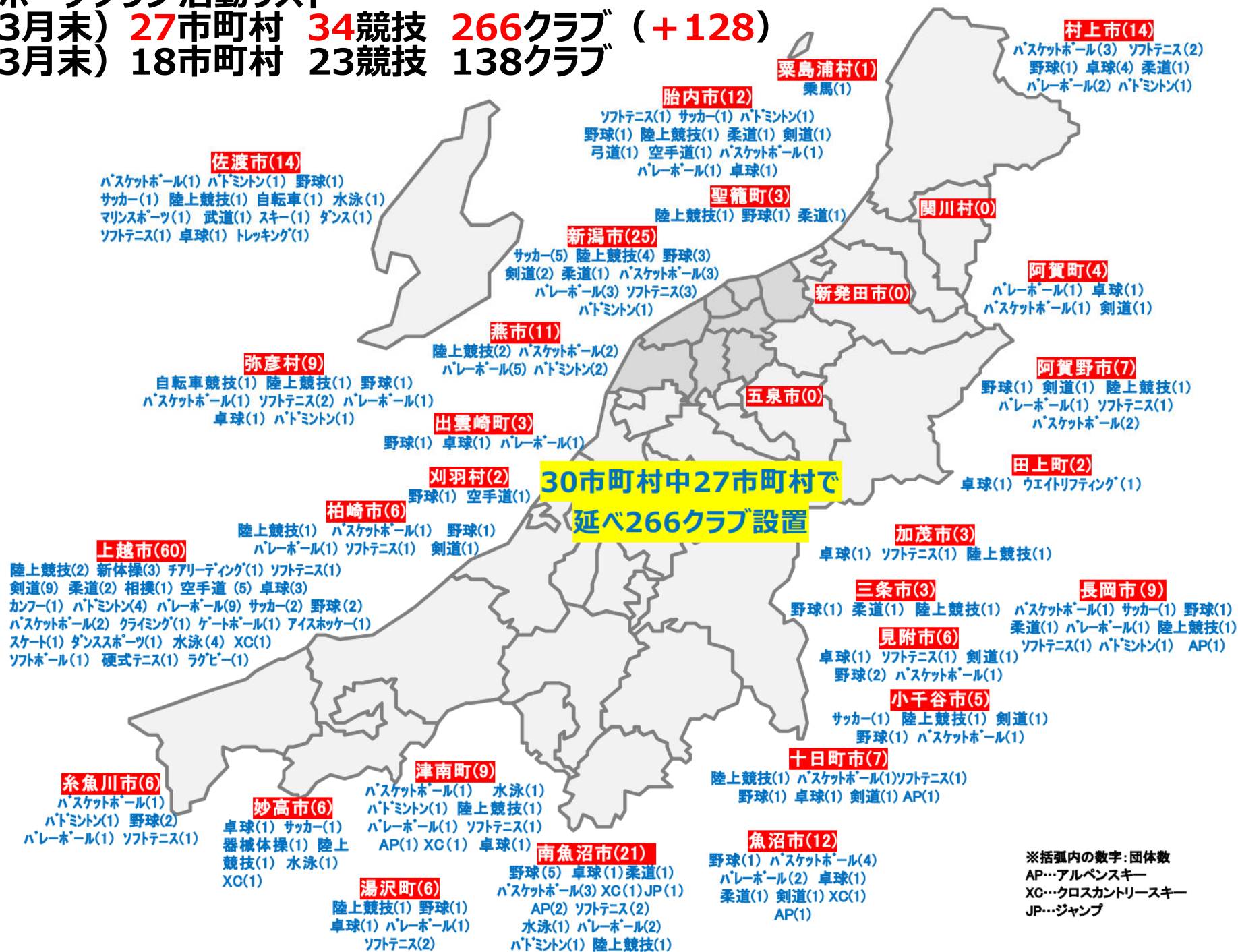
30市町村中25市町村で策定完了（既に休日部活動を廃止している粟島浦村を除く）



新潟県の進捗状況②

地域スポーツクラブ活動リスト

(R6.3月末) **27市町村** **34競技** **266クラブ** (+128)
 (R5.3月末) **18市町村** **23競技** **138クラブ**



※括弧内の数字:団体数
 AP…アルペンスキー
 XC…クロスカントリースキー
 JP…ジャンプ

新潟県の特徴ある取組事例

主な取組例	市町村等
受益者負担を前提とした取組	長岡市、上越市、新発田市、十日町市、見附市、村上市、佐渡市、聖籠町、津南町
近隣市町村との広域連携	①長岡市・見附市・小千谷市・出雲崎町 ②柏崎市・刈羽村
民間企業と連携した取組	長岡市：ヨネックスから指導者派遣
地元大学等と連携した取組 （学生指導者や指導者研修の講師派遣）	上越市、妙高市：上越教育大 三条市、田上町：新潟経営大 村上市：新潟医療福祉大
リーフレットやHP等を利用した周知	長岡市、上越市、新発田市、見附市、魚沼市、湯沢町
地域移行に関連したイベントの開催	上越市：地域クラブ紹介イベント
生徒の多様なニーズに配慮した スポーツクラブも設置	上越市、佐渡市

長崎県 長与町

※長崎県長与町教育委員会作成資料

- 長崎市北部の大村湾に面した町で、特産品のみかんをはじめ、いちじく、オリーブ、レモンなどが栽培される自然豊かな場所です。
- 県内の町としては最大の人口を抱えており、中心部を流れる長与川や丘陵沿いには団地が立ち並びます。町内にJR駅が4駅あり、交通利便性も高く、子育て環境や教育環境が充実しているのが大きな魅力の一つで、自然環境と都市機能が調和した暮らしやすい町です。



人・緑・未来 つなぎ はぐくむ ながよ
～幸福度 日本一のまちをつくる～

39,936人（17,090世帯）
【令和5年7月末時点】

子育て
教育
健康づくり
遊び心



●長与町の面積



●長与町立小・中学校の児童・生徒数一覧（令和5年5月1日時点）

長与町立小・中学校	児童・生徒数	計
長与小学校	846人	2,352人
高田小学校	311人	
洗切小学校	262人	
長与北小学校	296人	
長与南小学校	637人	
長与中学校	538人	1,077人
長与第二中学校	356人	
高田中学校	183人	

●長崎県立長崎北陽台高等学校



●長崎県立大学シーボルト校



運動部活動から地域スポーツ活動への段階的な移行

種目	運動部活動			地域スポーツ活動			
	長与中	第二中	高田中	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
卓 球	男 女	男 女	男 女	◆融合教室	●7月～実践研究※		●4月～ 地域スポーツ活動
バスケット	男 女	男 女	男 女			●6月～実践研究	
バレー	男 女	女				●8月～男、12月～女	
バドミントン	男 女	男 女	男 女			●R5.3月～男女	
陸 上	○	○	○			●10月～合同練習	
サッカー	○	○	○				
軟式野球	○	○	○				
ソフトテニス	男 女	男 女	男 女			●11月～合同練習	
硬式テニス		○	○			●12月～合同練習	
柔 道	○						
剣 道	○	○					
弓 道	○						
ラグビー	○			○町クラブ			

※対象は長与中学校

現在の長与町地域スポーツ活動について
(令和5年12月末時点)

- 12種目21活動 350名参加
 - 指導者数 124名 (指導者91名※、大学生33名)
- ※カッコ内は、現職教員 (兼職兼業20名) の数

	卓球	陸上	サッカー	バスケットボール	バレーボール	バドミントン
活動の様子						
指導者数	12名、3名	6名(4)、4名	8名(4)、3名	5名(2)、1名	6名(3)、4名	13名、5名
参加者数	32名 (男14、女18)	28名 (男17、女11)	35名 (男33、女2)	52名 (男33、女19)	30名 (男17、女13)	65名 (男30、女35)
	ソフトテニス	硬式テニス	軟式野球	柔道	剣道	弓道
活動の様子						
指導者数	16名(2)、3名	6名(1)、6名	4名(2)、1名	5名(2)	6名、1名	4名、2名
参加者数	52名 (男27、女25)	13名 (男6、女7)	12名 (男子のみ)	7名 (男子のみ)	1名 (男子のみ)	23名 (男9、女14)

地域スポーツ活動の実施に向けた準備体制

長与町教育委員会の役割：「推進」

地域スポーツ活動の実施体制整備／生徒等のニーズ把握／検討委員会の開催／受け皿の確保・支援／財源の確保・支援／県・学校・スポーツ団体等の調整

学校の役割：「環境整備」

- ・ 参加生徒の受け皿との情報共有
- ・ 地域スポーツ活動との方針の共有
- ・ 教職員・生徒・保護者への地域スポーツ活動の理解促進

参加生徒

<地域スポーツ活動>

卓球・バスケットボール・バレーボール・
バドミントン・サッカー・陸上・軟式野球
ソフトテニス・硬式テニス・柔道・剣道・弓道

上記のほか、不定期に、エンジョイスportsや海洋
スポーツ、ユニバーサルスポーツなどのスポーツイベント

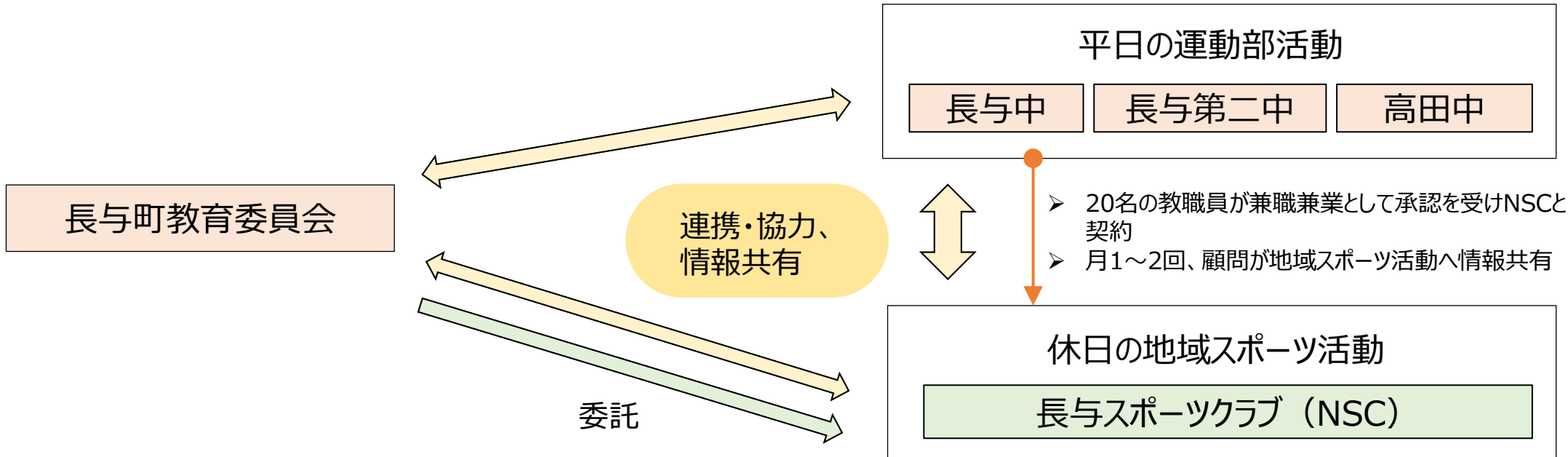
保護者の役割：「支える」

- ・ 会費負担（月3,000円）
- ・ 練習会場への送迎（必要に応じ）
- ・ 地域スポーツ活動の理解
- ・ 方針の理解と支援

受け皿（特定非営利活動法人総合型SC長与スポーツクラブ）の役割：「実施と責任」

- ◆ **参加生徒管理**：募集・入会手続き／名簿作成
- ◆ **指導者管理**：確保／契約／活動方針の説明／活動チェック
- ◆ **会計管理**：帳簿作成／会計報告／月会費集金／謝金支払／物品購入／税金対応
- ◆ **会場管理**：会場の確保／割当／周知／変更・中止連絡／会場費支払（学校以外）
- ◆ **情報管理**：生徒・保護者への連絡／指導者との情報共有／学校・町教委との情報共有
- ◆ **リスク管理**：コンプライアンスの徹底／保険対応

令和5年度の長与町の地域スポーツ活動の実施体制と取組①事務局体制・受け皿の基盤強化



■長与町教育委員会の取組

部活動地域移行コーディネーターの配置

- ・地域スポーツ活動における指導者、保護者へのヒアリング
- ・指導者研修会開催や大会参加に係る連絡調整
- ・地域住民向けの定期的な情報発信（通信）
- ・関係者による定例ミーティングの開催

■長与スポーツクラブ（NSC）の取組

事務局長、フルタイム職員の配置・採用

- ・地域スポーツ活動の運営全般に係る業務遂行（会場確保、指導者謝金、参加費徴収等）
- ・会計処理：会計ソフト導入、税理士との配置
- ・事務効率化：十八親和銀行のこうふりネット（電子決済、ビジネスバンキングの活用）

事務局体制

令和5年度の長与町の地域スポーツ活動の実施体制と取組②指導者確保・指導者の質向上

指導者確保

■長与町教育委員会の取組

指導者の量的確保、質的担保

- ・4月に指導者研修会（コンプライアンス）を開催
- ・種目別の指導者研修会を年に2回開催（予定）
- ・大学生ボランティアの確保

●R5.4.2(日)、指導者研修会の開催



●ソフトテニスC@県立大学テニスコート



●野球Cの指導者研修会（審判研修）



●サッカーC@長与中学校



■長与スポーツクラブ（NSC）の取組

公認指導者資格プログラムの開催、受講支援

- ・大阪体育大学の運動部活動指導認定プログラムの開催
- ・認定プログラム受講費（20,500円）の一部支援

●10月、2月に大阪体育大学の講師陣が長与で研修会実施



- ・10月～2月、オンデマンド配信56時間
- ・10月、2月にハイレックス10時間@長与町
- ・受講料 20,500円（令和5年度はNSCが内10,000円を補助）
- ・各種目1名以上受講予定（有資格者を除く）
- ・日本スポーツ協会公認指導者資格取得可能

[運動部活動指導認定プログラム 2023（令和5）年度版 - 大阪体育大学 \(ouhs.jp\)](https://ouhs.jp)

令和5年度の長与町の地域スポーツ活動の実施体制と取組③財源確保

財源確保①

■長与町教育委員会の取組

国や県の委託金・補助金の活用、自主財源の確保

- ・スポーツ庁の委託事業（R5年度10,660千円）
- ・スポーツ庁・長崎県の補助金（R5年度1,076千円）
- ・長与町の自主財源の確保（R5年度3,113千円）

財源確保②

企業版ふるさと納税、企業からの寄附

- ・町内企業（有限会社長崎井上様）より300千円寄附
- ・町外企業（三井住友海上火災保険㈱様からの企業版ふるさと納税2,000千円寄附

●有限会社長崎井上様からの寄附



●企業との三者連携協定



■長与スポーツクラブ（NSC）の取組

受益者負担、経済困窮家庭世帯への支援

- ・月会費3,000円の徴収
- ・就学援助支援世帯に対しては、月会費2,000円の支援（地域スポーツ活動サポート基金）

企業による寄附・協賛

- ・スポーツイベントへの企業からの寄附・協賛の検討
- ・マイクロバスへの企業からの寄附・協賛の検討

●マイクロバスに協賛企業の看板掲載



●スポーツフェスタに物品協賛（Sgrum）



令和5年度の長与町の地域スポーツ活動の実施体制と取組④楽しみ中心・生涯スポーツ

■長与スポーツクラブ（NSC）の取組

海洋スポーツプログラム: SUP（サップ）

参加者

長与町内の中学生等

内容

2023年9月に3回のプログラムを実施。

1回目：SUP体験会

2回目：上達を目的としたレッスン＆体験会

3回目：島一周等のショートコースクルージング

参加費用

3,000円（計3回）

SUPボード、パドル、ライフジャケット、保険料等

※長与スポーツクラブの会員は無料



長与スポーツクラブフェスタ

参加者

長与町内の中学生等

内容

2023年12月17日（日）にフェスタを開催。

スポーツ：卓球、バドミントン、硬式テニス、

ソフトテニス、サッカー、ダンス

体験の流れ：3つのスポーツ体験が可能

例 13時00分～卓球（町民体育館）

14時20分～テニス（町営テニスコート）

15時40分～サッカー（町営フットサルコート）

参加費用

無料



掛川市の学校

掛川市

人口 115,943 人

面積 265.7 km²

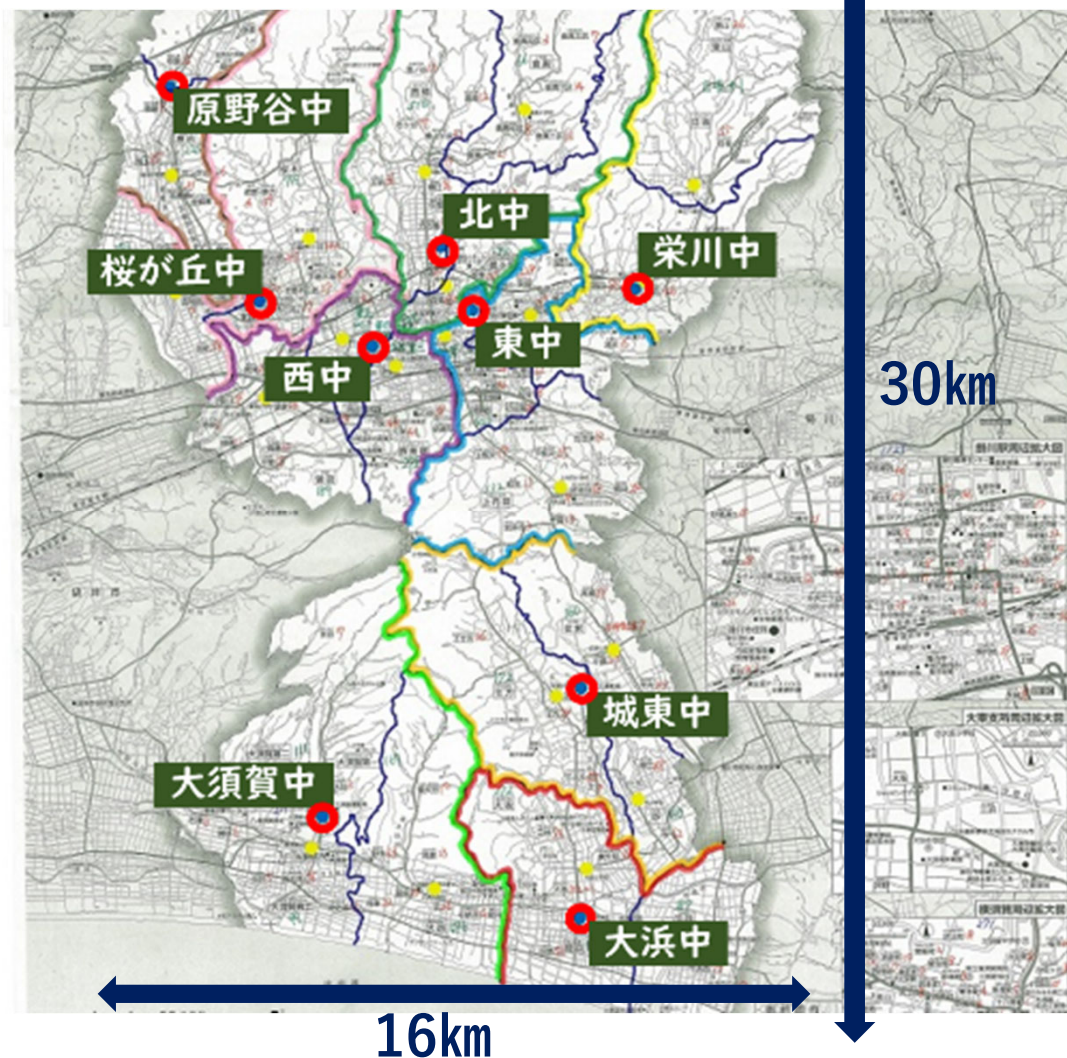
小学校数 22 校(市22)

小学校児童数 6,479 人

中学校数 9 校(市9)

中学校生徒数 3,243 人

令和4年掛川市統計書より



目指すのは地域全体のウェルビーイング



魅力ある授業づくりに時間を

部活動廃止による「余白」の創造、授業づくりに注力できる環境づくり



教員も希望する場所で地域貢献

教員の兼職兼業のガイドライン作成



学校は地域の学び舎

学校開放の拡大推進、予約システムの見直し、コミュニティスクールの活用



多様な地域クラブ創設を支援

地域クラブサポートセンター設置、かけがわ地域クラブ連絡協議会設立



クラブ指導者としてチャレンジ

地域の方が指導者にチャレンジしやすいクラブ環境の整備、新たな指導者組織の設立



地域総ぐるみでクラブを応援

企業との共創を推進、協賛の仕組みを構築





部活動種目だけではなく

部活動の種目にとらわれず、多様な種目をターゲットとする「部活動の地域展開」



競技力向上のための環境も

競技力向上を目指した子どもがチャレンジしやすい多様な活動環境の構築



多世代の仲間と一緒に

中学生年代に限定しない参加範囲の地域クラブ活動を推進



学区を超えて様々な地域の仲間と

中学校区を超えた活動体制の構築、近隣市との連携も



「する」から「支える」へ

引退の概念を取り払い、生涯文化・スポーツ活動へ



健康な身体づくりへ

競技スポーツと健康スポーツ、生涯にわたって取り組むきっかけへ



複数種目の活動機会も

様々な文化やスポーツに親しむチャンス、基礎的な身体能力の向上



社会全体の「部活動観」を変える

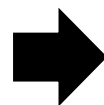
1 多様な価値観、考え方に応えることのできる環境にしたい

2 誰もが無理なく、持続できるスポーツ・文化活動にしたい

現在の部活動という枠組みでは実現が難しい



令和8年8月
2026
平日と休日の
部活動廃止



メッセージ

既存の形に捉われず、新たな形を創る

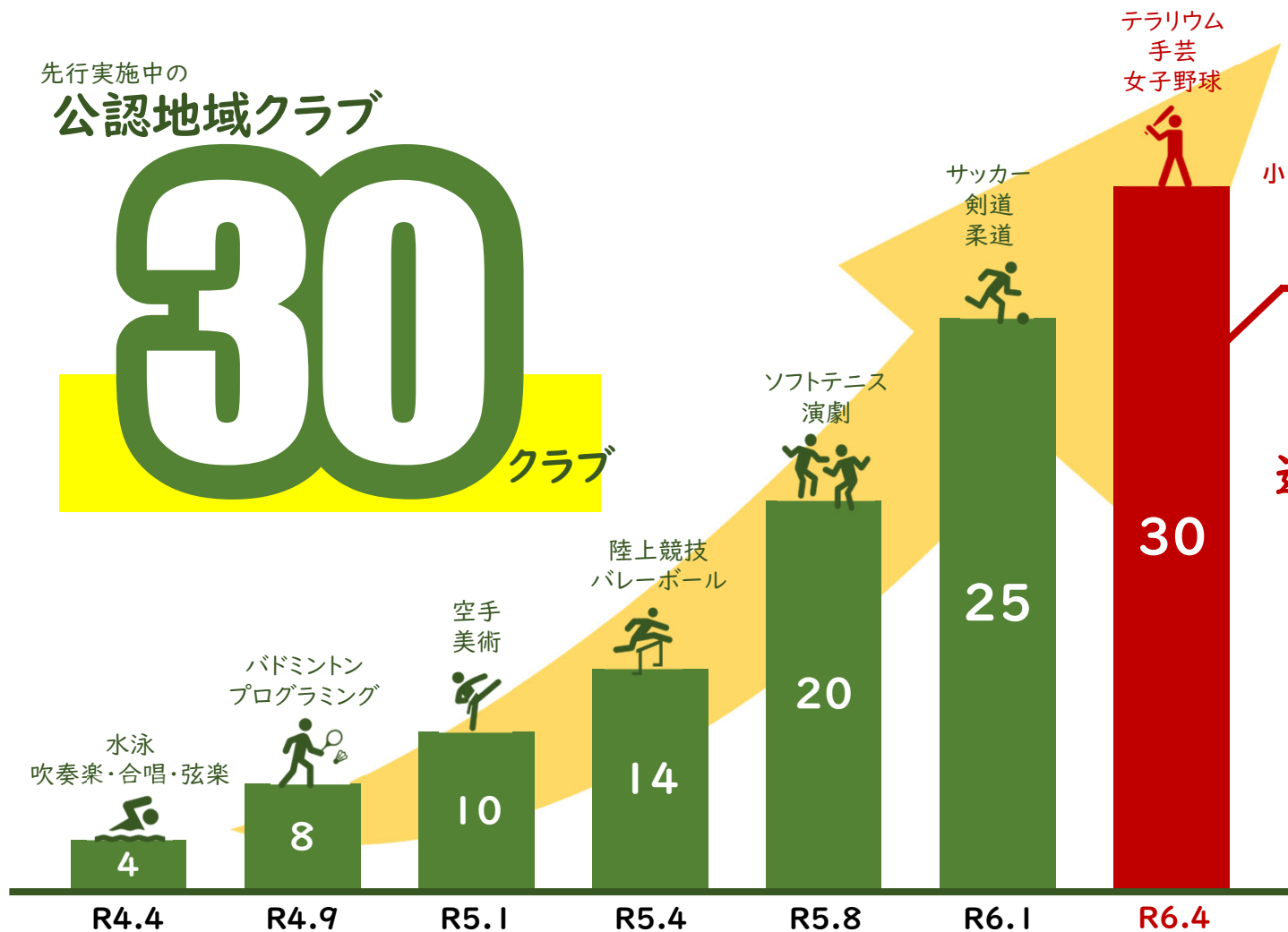
観の大転換

学校・教員・保護者・地域

地域に新たなコミュニティが形成

先行実施中の
公認地域クラブ

30 クラブ



小・中学生、一般

参加者

620人

指導者
運営スタッフ

200人

令和6年4月時点



実戦空手道 究成会

市スポーツ協会は令和8年度のクラブ創設を準備中

掛川市スポーツ協会



- ・約**150**プログラム、**1,500**人以上の会員
- ・自走可能な運営による自主事業として展開



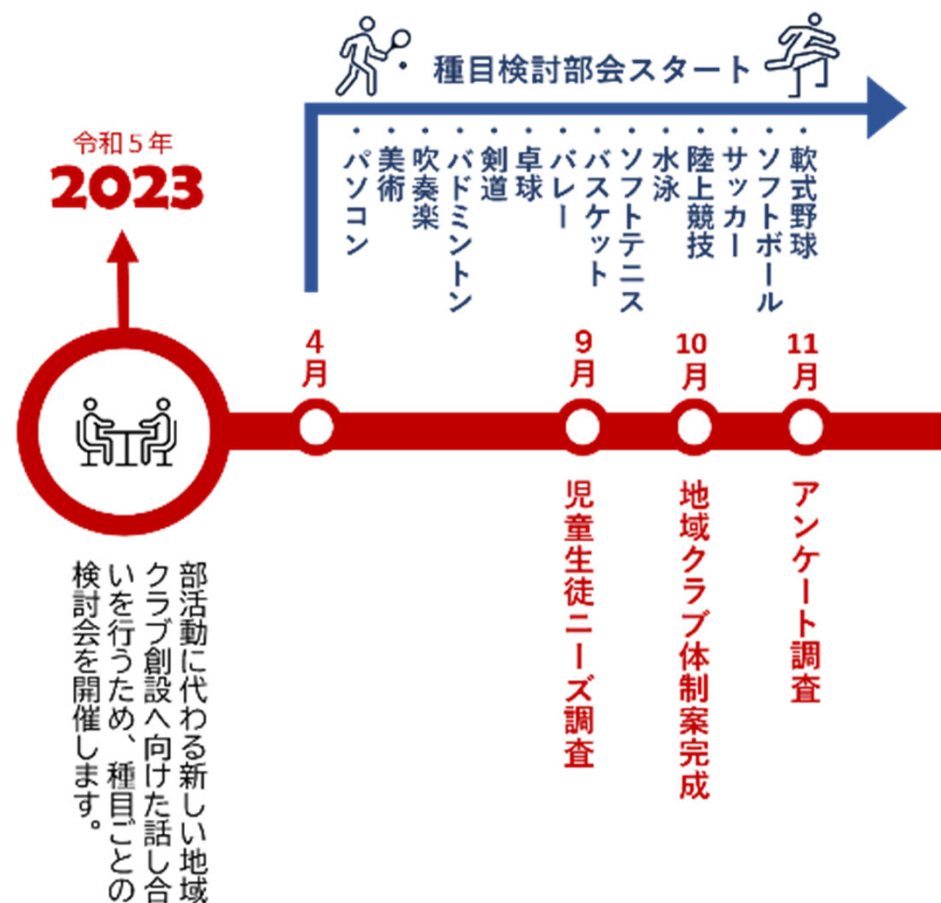
総合型SCの経営ノウハウを生かして自走可能なクラブの創設へ

創設検討中のクラブ

- ・軟式野球クラブ
- ・サッカークラブ
- ・陸上競技クラブ
- ・ソフトボールクラブ
- ・バスケットボールクラブ
- ・バレーボールクラブ
- ・卓球クラブ
- ・ソフトテニスクラブ
- ・その他の種目のクラブ



ソフトテニス種目検討部会



陸上競技を核とした関係人口創出による持続可能なまちづくり ～スポーツによる好循環促進事業～

<目標分野> ※該当するものに全て印

- ① スポーツを活用した経済・社会の活性化
- ② スポーツを通じた健康増進・心身形成・病予防
- ③ 自然と体を動かしてしまふ「楽しいまち」への転換

<目標内容>

スポーツを通じた持続可能な「まちづくり・ひとづくり」

- 青山学院大学陸上部と協力し、世代や地域を超えた交流を広げ、つながり・絆を深めながら持続可能なスポーツを通じたまちづくり・ひとづくりを進める。
- ①指導者資格（クラブコーチ育成カリキュラム）認定者保有者 … 2025年度までに30名以上 ※萩市内のスポーツを支える人材を確保する。
 - ②絆ランニングクラブ萩入会者数 … 50名以上 ※陸上競技を核とし、中学校の地域クラブ活動を通じたスポーツの新たな価値を創造する。



<概要> 計画期間：～ 令和8年3月31日

<現状・課題>

- ・少子化の進行により、中学校部活動において、学校単位での部活動の維持が難しくなっていくことが見込まれる。
- ・中学校部活動の地域クラブ活動移行に向け、受け皿、スポーツ指導者の育成・確保が急務である。
- ・新型コロナウイルス等の影響を受け、地域イベントの賑わいが衰退している。
- ・継続的な交流人口・関係人口を生む仕組みが構築されていない。

<総合的な取組内容>

地域活性化・持続可能なまちづくりを目指した取組



指導者研修会

スポーツ指導者の養成 競技力向上

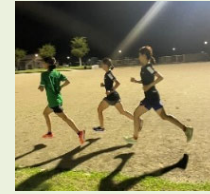
青学メソッドを盛込んだ、指導者育成研修会（クラブコーチ育成カリキュラム）を行うことで、スポーツを支える人材・指導者が育ち、持続可能なスポーツ環境の構築、本市の競技水準の向上が期待できる。



歴史×スポーツ

スポーツ振興 健康増進 交流人口の拡大

城下町という地域資源を活用し、萩市ならではの特色のあるイベントを青山学院大学陸上部選手等と協力して開催することで、歴史とスポーツを融合させたまちの賑わいの創出が期待できる。併せて、交流人口・関係人口の拡大が見込まれる。



絆ランニングクラブ萩

市民が一体となったコミュニティの創出

地域の子どもたちは地域で育てるという意識の下で、青山学院大学陸上部が監修する「絆ランニングクラブ萩」を創設。小学生から社会人までの地域コミュニティの創出に繋がり、世代間交流が図られる。



明治維新胎動の地 萩市から全国に向けて
スポーツによる好循環を発信します!!



松下村塾（世界遺産）にて

<継続的な取組を確保できる体制（図）>

連携協定締結

官・民・学が一体となり、スポーツによるまちづくりを実施
萩市 アスリートキャリアセンター 青山学院大学陸上部 絆スポーツクラブ萩



指導者育成研修会
・クラブコーチ育成カリキュラム

選手派遣
・イベント協力

陸上クラブ創設
・絆ランニングクラブ萩



地域活性化・持続可能なまちづくり

- ・健康増進 ・スポーツ振興 ・競技力向上
- ・スポーツ指導者の養成 ・交流人口の拡大
- ・市民が一体となったコミュニティ（受け皿）の創出
- ・スポーツの新たな価値の創造

各種基礎データ

- スポーツ部局の所属先：教育委員会事務局
スポーツ振興課
- 地方スポーツ推進計画：萩市ひとづくり推進計画
- 地方版総合戦略：萩市総合戦略
- 地域スポーツコミッション：無

【問合せ先・電話番号】

萩市教育委員会事務局 スポーツ振興課
0838-25-7311

【フォローアップ欄】 令和6年度以降における計画の進捗状況

事業名

『“新しい地域スポーツ”の価値創造基盤の構築』
～福岡大学スポーツ・健康まちづくりコンソーシアム事業の推進、継続と城南区6中学校部活動の地域移行トライアルの一体的取り組み～

■対象地域の課題

- ①福岡市の人口(162万人超)増加に伴うスポーツ施設、インフラの慢性的不足
- ②スポーツをする機会と場の不足
- ③中学校部活動の週末地域移行問題
 - ・指導者養成、場所の確保、経費不足
- ④スポーツ指導者の人材不足と質の保証
 - ・指導者養成システム(研修内容の検討)、マッチングシステムの構築整備
- ⑤小学生の体力低下に対する市内小・中学校教員向け研修機会の不足

■事業概要

【コンソーシアム全体30事業 5,700人超 予算対象事業13事業 2,251人 継続7事業、新規6事業(親子型2/部活支援1)】

[1]FUスポまちコンソーシアム事業の推進・継続・自走化(課題①②)

<地域スポーツイベント10事業(予算対象)>

★社会人・中高年対象

(1)ラグビー教室150名、(2)アクアフィットネス教室30名

★親子参加型

(3)剣道体験教室90名、(4)親子でバスケ30名

★子ども対象

(5)キッズ新体操体験教室70名、(6)野球教室60名

(7)スポーツふれあい教室90名

(8)監督が怒ってはいけないバレーボール大会230名

★中高生対象

(9)部活動生のためのカラダづくり講座80名

★障がい者とのふれあい

(10)みんなでバスケ(知的障害・聴覚障害・シニア)50名 マッチング成功実績9件(令和6年1月末時点)

[2]中学校部活動地域移行トライアル事業(11) [3]学校教育関連[指導者研修・体力向上]

★指導者養成研修会(対面式) (課題③④)

参加学生120名(教職課程履修者75%)

・中学校校長先生講話(心構え、部活動の理念)

・ハラスメント講習、事例紹介

・緊急時応急処置、AED実習

★オンライン学習ブカゼミ(97講座)

受講完了学生102名

★集合型部活動(福大型)実施(10月～12月)

サッカー/女子バレー/剣道/陸上 4種目8回

福岡市城南区6中学校生徒対象(1.2年生対象)

集合型参加生徒総数延べ630名(6中学校)

集合型学生指導者数55名(4種目)

★マッチングシステム構築

指導学生派遣型マッチング調整

生徒のトライアル事業への満足度 88%

生徒の学生指導者に対する満足度 89%

学生の事前研修会内容の満足度 96%

学生の指導後の充実感 96%

顧問の評価(学生の専門的指導の充実度) 87%

★体力向上のための (課題⑤)

教員(小中学校)向け指導者研修会(12)

参加者約200名(市内公立小学校145・公立

中学校69全校から参加)

コーディネーショントレーニング

実技講習会(福岡市教育委員会と連携)

★小学校体育授業支援(13)

1小学校6年生2クラス(60名×4日)240名

体育授業時間内グループ学習

教員志望の大学生6名が毎回参加(24名)

※コーディネーション運動を用いた

グループ学習による体育授業を実施

バランス能力、認知機能向上の運動実践

※用具(平均台、スラックライン、縄

ボール、フープ、リボン、お手玉)

教員の研修機会創出 全校参加100%

子どもたちのストレス値 15%減少↓

認知力 約20%向上↑

バランス能力 約30%向上↑

【事業の継続拡大、スポーツ参画人口拡大】

自走化17事業(継続10、新規7)

イベント満足度95%、行動変容率90%

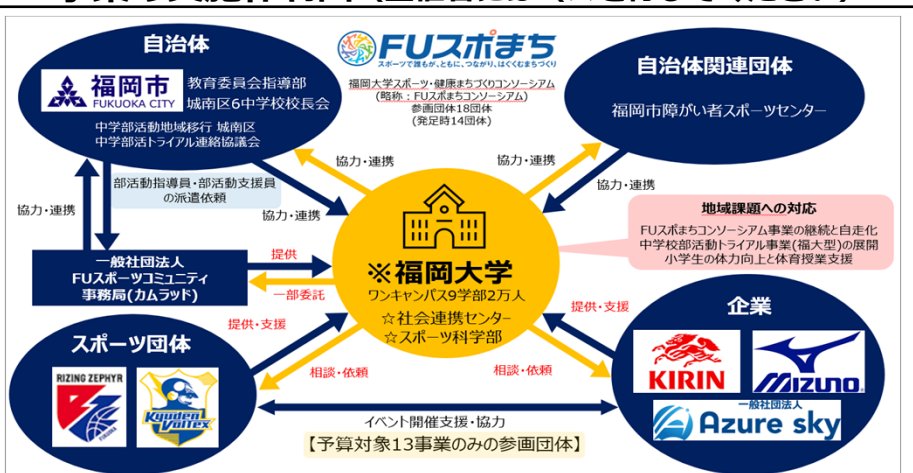
一般社団法人FUスポーツコミュニティ設立

(2023年9月7日登記)

■活用した大学スポーツ資源

(大学) 9学部(医学部/薬学部/スポーツ科学部含)
(学生) 学生数2万人、スポーツ科学部生1,200人
(運動部)44種目、体育部会学生数2千人
(教員) スポーツ科学部30名
(施設) 公認陸上競技場、公認50mプール、剣道場
総合体育館、サッカー場、ラグビー場他
(部署) 社会連携センター
(連携) 一般社団法人FUスポーツコミュニティ

■事業の実施体制図 (主催者には(※)を付してください)



■事業の成果と今後の展望

●事業の成果● ※新聞報道(朝日、読売、西日本)、WEB記事掲載、NHK福岡などメディア報道多数

①FUスポまちコンソーシアム事業の推進・継続と自走化の実現(学内に一般社団法人事務局を設置)

・コンソーシアム全体：令和5年度30事業5,000人超(自走化17事業を含む)

②スポーツ参画人口の拡大(場と機会の創出)

・子ども、社会人、中高年、障がい者などすべての人に対して「誰もが、あつまり、ともに、つながる」地域のスポーツ文化の醸成→大学スポーツ資源(施設、指導者、学生、プログラム)の活用法の実践

③中学校部活動週末地域移行トライアル事業(福大型)の実施と評価(アンケート調査)

・指導者養成研修会の試行、マッチングシステム構築、集合型(合同練習)と学生派遣型部活動支援を実施

④小学生の体力低下に対して市内小学校への体育授業支援と市内小学校、中学校教員への研修会実施

・公立小学校、中学校教員向けの実技研修会開催(市内全校から参加)

●今後の展望●

☆コンソーシアム事業の拡大と自走化の推進→持続可能なスポーツ基盤の構築(一般社団法人による経営)

☆大学スポーツ資源を活用した福大型中学校部活動地域移行モデルの確立→全国横展開への可能性大

☆市内公立小・中学校の授業支援の継続と体力向上策の普及・推進→定期的な教員向け研修会の開催継続

学校部活動の地域連携・地域移行に関する情報発信について

○ポータルサイトの作成

- * 学校部活動の地域連携・地域移行に係る情報を一元化
- * 部活動改革FAQや全国の取組紹介などを掲載
- * 今後順次コンテンツを充実する予定



部活動改革ポータルサイト スポーツ庁HP

○ガイドライン解説動画 (室伏長官メッセージ)

室伏長官からの熱いメッセージと併せ、
ガイドラインの内容を端的に説明

- 目次：
- * 部活動改革の必要性
 - * 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」について
 - * I 学校部活動
 - * II 新たな地域クラブ活動
 - * 部活動改革に係る教師等の兼職兼業について
 - * III 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備
 - * IV 大会等の在り方の見直し

運動部活動改革 ～「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」の策定～

動画×スポーツ庁 スポーツ庁の政策 子供の体力向上 学校体育・運動部活動 国民のスポーツライフ

ツイート LINEで送る



(スポーツ庁Web広報マガジン DEPORTARE より)

学校部活動の地域連携・地域移行に関する情報発信について

○ポスター・チラシの作成

部活動改革について、より多くの方へ周知し、ご理解いただくことを目的として作成



○好事例紹介動画

全国に先駆けた取組を行う自治体を取
材し、学校関係者や指導者、保護者、
生徒の声を収録

[長崎県長与町]



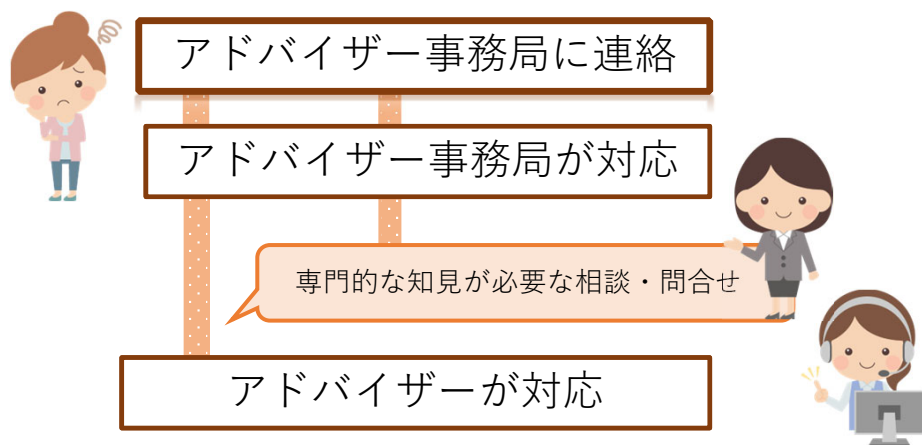
[京都府舞鶴市、福岡県宗像市、 兵庫県加古川市・加古郡播磨町]



地域スポーツクラブ活動アドバイザー事務局について

運動部活動の地域連携や地域スポーツクラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備に向け、自治体における取組を支援するため、「地域スポーツクラブ活動アドバイザー事務局」を設置し、自治体からの相談・問合せに対応いたします。

利用フロー



※対応形式：オンライン会議、電話、現地訪問等

Q&A

01

アドバイザーに訪問を依頼する場合、費用は必要ですか？

助言・支援に係る費用はアドバイザー事務局が負担します。訪問に係る費用について、自治体の負担はありません。

02

自治体が主催する協議会や講習会で講演してもらうことはできますか？

学識経験者や学校関係者、スポーツ団体関係者など、幅広い知見を持ったアドバイザーによる講演対応も受付しています。

03

アドバイザー事務局は誰でも利用可能ですか。

本アドバイザー事務局は、都道府県・市区町村のご利用に限定させていただいています。

アドバイザー一覧

- ・石川 智雄 新潟県 長岡市教育委員会学校教育課 部活動地域移行室 課長
- ・金崎 良一 長崎県 長与町教育委員会 教育長
- ・小出 利一 NPO法人新町スポーツクラブ 理事長

- ・西 政仁 奈良県 生駒市 生涯学習部 スポーツ振興課長
- ・友添 秀則 環太平洋大学 教授
- ・渡邊 優子 NPO法人希楽々 理事長・ゼネラルマネージャー

問い合わせ先

※準備中

実際のこどもたちの意見



令和5年10月28日（土）に、こども家庭庁が行う「こども若者★いけんぷらす」の枠組みで、10人の中学生（9都府県）から中学校の休日の運動部活動の地域クラブ活動への移行について意見を募集した。

部活動の課題

- ・所属する部活の時間以外の時間に他の活動をしたい
- ・休みのタイミングを調整して兼部できるシステムがあったらいい
- ・部活は辞めづらいし途中入部もしづらい。
- ・顧問の先生が知識もなく、よく知らないのに口を出してくるのは困る。プランと一緒に考えてくれるだけでもいい。
- ・団体競技では特に他校と交流を持ったらいいのと思うが、先生たちの交流がない。

指導者の質

- ・すごい指導者の合同練習会があればいい
- ・（時々でも）プロに教えてもらうのは効果的で、重要。
- ・やりたい人がいればそれだけでクラブは作れる。指導者は見つけれたらいいねという感じで、好きなようにやっていけばいいのではないかな。

ニーズに応じた活動

- ・軽く・楽しむことを目的にしてほしい
- ・一つ一つの部活をゆるくしてほしい
- ・遊びでもスポーツができたらいいい
- ・体育で遊びたい。部活はガチすぎる
- ・勉強と両立するため、短時間でできる運動であればいい
- ・スポーツは楽しみながらできるほうがいい
- ・エンジョイしたい人と大会で勝って実績を積みたい人のバランス

金銭的不安

- ・金銭面で外部のクラブに入るハードルが下がればいい
- ・月払いだと「お金がかかるから休めない」となるので、都度支払いがいい。

交流の活性化

- ・やれる部活の種類が増えたり、他校の生徒と試合ができたりしたら嬉しい
- ・いろんな人と交流できる運動施設があれば、それを目的に運動しに行ける。

レベルに応じた活動

- ・初心者など、レベルで分けたほうがいい。
- ・指導者の人数を増やしたら、どちらのタイプの人も見えてあげられるのでは
- ・募集の際に「初心者でも優しく教えます」と記載されたりしていると初心者でも安心できる
- ・学年関係なく同じレベルからスタートだと良い。
- ・運動が苦手な人で集まっているいろいろなスポーツを経験できれば、恥ずかしくないし、得意なものや自分ができるものも見つかるのでは

多項目

- ・様々な部活・いろんな種目を体験して楽しむことができると面白い
- ・いろんな競技を練習の一環として経験できるといい。
- ・レクリエーション的なものを土日にゆったりできるといい。
- ・学校に部活という枠をつくるより、やりたい人が地域のクラブに行きやる方が続ける義務感の問題もなくいい。
- ・地域クラブの種類は部活動の種類より多いと嬉しい



やってみたい活動

スキー/スケートボード/ラグビー/弓道/卓球/
パルクール/新しいスポーツをやれたらかっ
こいい/ボッチャやモルックといったパハリ
ンピック競技/バンド活動/メイク/畑で何か
育てることができると嬉しい

4. 令和6年度の予算について

部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備

令和6年度予算額 32億円
(前年度予算額 28億円)



令和5年度補正予算額 15億円

方向性・目指す姿

- ✓ 地域の実情に応じた持続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境を整備し、多様な体験機会を確保。
- ✓ 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保。学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- ✓ 自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。
- ✓ 子供や大人、高齢者や障害者の参加・交流を推進する地域スポーツ・文化芸術活動の中に部活動を取り込む。ウェルビーイングの実現、まちづくりの推進。
- ✓ 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消。

事業内容

I. 地域クラブ活動への移行に向けた実証事業

12億円 (11億円)

委託・拡充

15億円 [令和5年度補正予算額]

各都道府県・市区町村の地域スポーツ・文化芸術活動の推進体制等の下で、コーディネーターの配置を含む運営団体・実施主体等の体制整備、指導者の確保、参加費用負担への支援等に関する実証事業を実施し、国において事業成果の普及に努めるとともに、全国的な取組を推進する。

(1) 地域クラブ活動への移行に向けた実証 ※取組例

- 体制整備**
 - 関係団体・市区町村等との連絡調整
 - コーディネーターの配置、地域学校協働活動推進員等との連携の在り方
 - 運営団体・実施主体の体制整備や質の確保
- 指導者の質の保障・量の確保**
 - 人材の発掘・マッチング・配置
 - 研修、資格取得促進
 - 平日・休日の一貫指導
 - ICTの有効活用
- 関係団体・分野との連携強化**
 - スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体、大学、企業等
 - スポーツ推進委員、地域おこし協力隊
 - まちづくり・地域公共交通

- 面的・広域的な取組**
 - 地域クラブ活動の拡大
 - 市区町村等を越えた取組
- 内容の充実**
 - 複数種目、シーズン制
 - 体験型キャンプ
 - レクリエーション的活動
- 参加費用負担支援等**
 - 困窮世帯の支援
 - 費用負担の在り方
- 学校施設の活用等**
 - 効果的な活用や管理方法

※ 実証事業2年目となる地域クラブ活動は、原則、国費だけではなく、一定の割合の受益者負担や行政・関係団体の自主財源からの支出、企業等からの寄付などの組み合わせにより、持続的に活動することを前提とした仕組みを構築し、検証。
※ 平日・休日の一貫指導や市区町村を越えた取組など、地域の実情に応じた最適化・体験格差の解消を図る意欲的な取組を充実。

★ 重点地域における政策課題への対応

地域スポーツ・文化芸術環境の整備に先導的に取り組む地域を**重点地域として指定し、政策課題への対応を推進**する。

<主な政策課題>

- 多様なスポーツ・文化芸術体験の機会の提供
- 高校との連携やジュニアからシニアまでの多世代での取組
- スクールバスの活用や地域公共交通との連携
- 不登校や障害のある子供たちの地域の学びの場としての役割
- トレーナーの活用を含めた安全確保の体制づくり
- 企業版ふるさと納税等を含む民間資金の活用
- 体育・スポーツ・文化芸術系の大学生、パラアスリート等を含むアスリート・アーティスト人材等の活用
- 学校体育・教育施設の拠点化や社会体育・教育施設との一体化などによる地域スポーツ・文化芸術の活動拠点づくり
- 動画コンテンツ等の活用
- 多様なニーズに対応した大会の開催 等

(2) 課題の整理・検証、地域クラブ活動のモデル・プロセスの分析、地域クラブ活動の整備促進等

- 事業成果の普及方策、地域クラブ活動の整備の進展に伴う新たな課題の整理・解決策の検討
- 運営形態の類型や競技・分野ごとの地域クラブ活動のモデル・プロセス、組織マネジメント等の分析・検証
- 単一自治体での対応が困難な場合の地域クラブ活動の整備促進方策の検討 等

II. 中学校における部活動指導員の配置支援

18億円 (14億円)

補助・拡充

各学校や拠点校に部活動指導員を配置し、教師に代わる指導や大会引率を担うことにより、生徒のニーズを踏まえた充実した活動とする。(補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3) ※1

→ 部活動指導員の配置を充実【16,013人(運動部：13,000人、文化部：3,013人)】

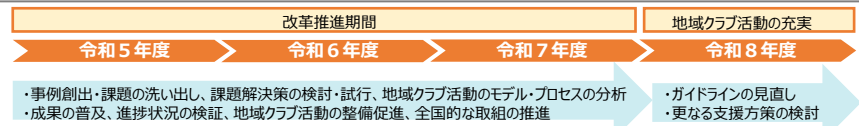
III. 地域における新たなスポーツ環境の構築等

3億円 (3億円)

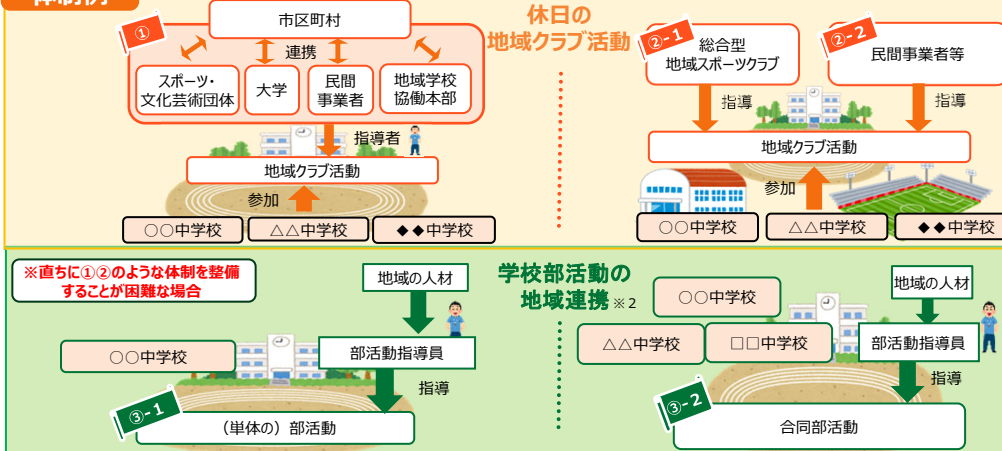
補助・委託

上記の施策を支える**新たなスポーツ環境の構築等**のため、以下の取組を実施。
・公立中学校の**施設の整備・改修を支援**(用具保管の倉庫設置、スマートロック設置に伴う扉の改修等)
・**指導者養成**のための講習会や**暴力等の根絶**に向けた啓発活動の実施等。
・**大学生が卒業後も継続的に**地域の中学生の**指導に当たる仕組みを構築**。
・**デジタル動画を活用した部活動・地域クラブ活動のサポート体制の構築**(ポータル新設)

方向性



体制例



※1 補助割合について、都道府県又は指定都市の場合は、国1/3、都道府県・指定都市2/3。

※2 コミュニティ・スクール(学校運営協議会)等の仕組みも活用。

※ 本資料における「スポーツ」には障害者スポーツを、「文化芸術」には、障害者芸術を、「中学校」には特別支援学校中学部等を含む。体制例は、あくまでも一例である。(担当：スポーツ庁地域スポーツ課、文化庁参事官(芸術文化担当))